矯正図書館

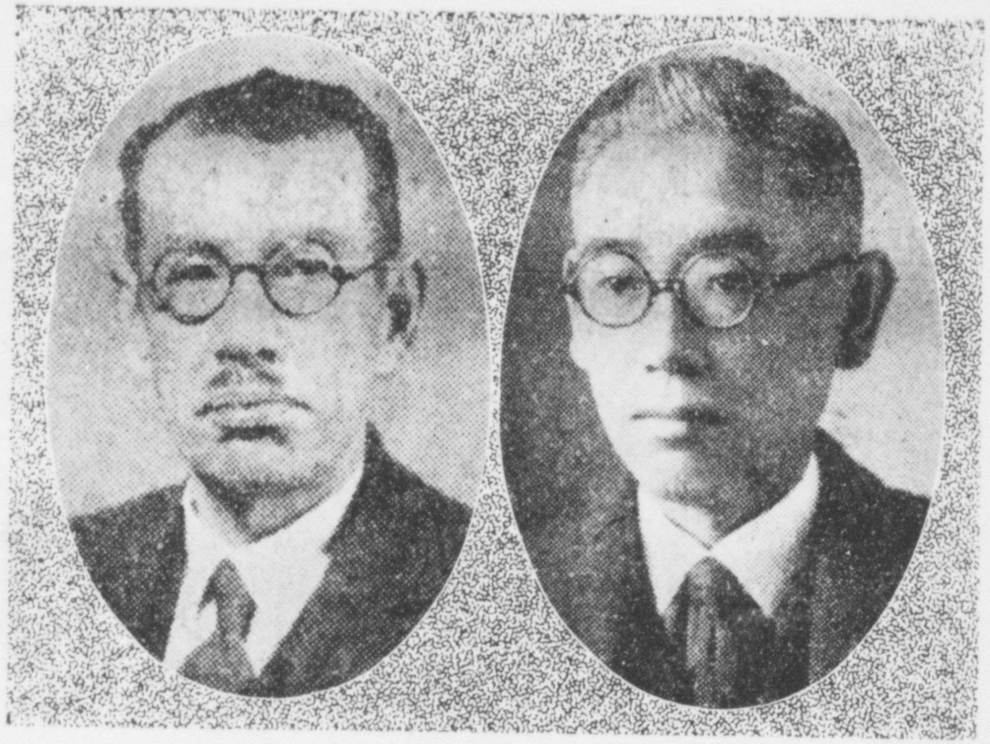
刑政

第五十四卷　九月號　第九號

刑務法の改正をいかにするか（卷頭言）	小川太郎	二
少年行刑の基調と當面の諸問題	寺光忠	五
德川刑法における刑罰（一）	細川龜市	云
滿洲國監獄作業運營の方法——監獄特別會計運用の事務的手續——	林英雄	完
戒護の綜合體制に就て	大川新作	咒
ドイツにおける犯罪學（三）	W・ランデッカー	垂
罪刑に及ぼす不景氣の影響（二）	L・T・スターン	高

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



前行刑局長　金澤次郎氏

新行刑局長　正木亮氏

金澤局長を送り正木局長を迎ふ

金澤前局長は御在職一年有餘、その間主要なるものを數へても、少年不定期刑釋放、豫防拘禁制度の實施、刑務共濟組合、副看守長制の新設等戰時下多忙の斯界に數々の業蹟を遺してこの七月職を正木新局長に引紹がれた。

新局長は人も知る行刑のエキスパート、大正十三年より昭和十年迄在職十數年の長きに亘つて行刑の中樞に參劃せられた。その間行刑の實際を身を以て體驗し或はプラーグの萬國監獄常設委員會委員として海外に出張し、學理に實踐に斯界の推進力として挺身し今日の累進處遇法實施の礎石を据ゑられた。

昭和十年東京控訴院檢事に轉出、次いで大審院、廣島控訴院檢事、前橋地方裁判所檢事正を經て今次の御榮轉を見たのである。尙ほ昨年新監獄學の論文を以て法學博士の學位を受けられたことは周知の如くである。

われ等刑政に職を奉ずるもの、この卓しき新局長を頂き、その御指導の下に一意專心斯道に邁進せんとの覺悟を新たにするのである。

矯正図書館

刑政

九月號

第五十四卷
第九號

矯正図書館

刑務法の改正をどうするか

刑法及監獄法改正調査委員會がその事務を中止してから滿一年餘を經過した。「刑務法は改正される必要をみなかつたのか、改正される必要はあつてもこの緊迫せる情勢下にあつては全く不急なものなのであらうか、私共は改正調査委員會の十有餘年の大がかりな審議の實績に顧みても、この問題に一應の解決をつけて置かねばならぬと考へてゐる。

勿論、刑務法の改正は刑法の改正と切り離して考へられて來たわけではなく、刑法の改正されねばならぬ部分と表裏して來たのであるが、刑法が本年改正を見た部分以外に改正さるべきところがあるか否かはいま暫く措いて、現行監獄法はそれ自身のうちに改正されねばならぬ部分を持つかについて考へれば、希望的な意見は大いにでて來るにしても、運用上の缺陷にぢかにさらされてゐるといふことは出來ぬと思ふ。これは昨年度の刑務所長會同の協議の狀況に照らしても云ひ得ることである。のみならず、また監獄法制定當時の立法者が時勢の進化に伴ふ行刑の變遷を既に織り込んでゐた用意のうちにもあらはれてゐる。小河博士は「大綱ハ容易ニ之カ變更ヲ許ササル立法ノ上ニ其基礎ヲ定メ、細目ハ時宜ノ必要ニ應シテ改廢ニ便セシムルノ行政命令ニ讓リタルコト我カ監獄法ノ特色ナリト謂フヘク」といはれてゐる。而してその條章に少しく深く檢討を加へるならば、最近の諸立法に比して遙かに深い考慮が藏されてゐることを容易に知ることが出來るのである。尤も法律を以て規定すべき事項とも考へられないものが規定されてゐる嫌ひはあるのであるが、それは決して動きのとれぬほどのものではない。

刑務法の改正は不定期刑と保安處分との採用といふ刑法上の事實を動因としてゐるものであつて、監獄法に內在する理由といふものは差し當り發生してゐない。少年犯人に對する不定期刑及び保安處分の採用並びに治安維持法に於ける保安處分の導入はそれぞれ少年法及び治安維持法中に監獄法的規定をおいたことによつて一應の解決を得てゐる。勿論、今日この切迫した狀勢下にあつては不定期刑及び保安處分が新たな意義をもつて實現を迫つて來て居ることは容易に想像されるところであるが、それにしても少年法や治安維持法のやうにその立法自體に監獄法の特別法的考慮を加へることによつても、それは賄へるものである。ただ、この場合、實體法規、手續法規、それに行政法規との混在によつて、それぞれの法規的要請が不明確になる處はこれを極力避けねばならないのであるが、現行監獄法を直ちに改めねばならぬといふことにはならないで濟むのである。

從つて行刑に內在する改良の方向を確保するには「時宜ノ必要ニ應スル行政命令」である監獄法施行規則等の改正を以て一應は事足るのである。而してそれは又一部從來から行刑當局の爲し來た途でもある。

行刑累進處遇令然り。

然らば、かゝる行政命令の現狀如何。監獄法施行規則は行刑累進處遇令が出た結果もあるが、滿身創痍といはぬまでも最早今日の行刑の實際に準繩たる意義を一部失つてゐるのである。のみならず初めから法規

の缺陷とされてゐるところもないではない。それらの點は殊に拘禁の章に於て著しい。また行刑累進處遇令については過去六年有餘の實績に徴して相當改變を免れぬことは既に多くの人々によつていはれてゐるところである。

さらに、最近に於ける少年行刑の躍進、活潑な構外作業の展開はその法規的整備を迫られてゐるのであるが、なほ根本的にはこの超非常時局に處する行刑活動を一元的にするために、施行規則と處遇令とを合體し、明治四十一年以降の改良をも睨み合せて、統一的な施行規則が制定され、刑務官吏にそして收容者に新しい指針の示さるべきことを私共は願つてやまない。そしてそれはまた刑務法改正事業に費された幾多の努力をこの切迫せる狀勢下に生かす眞の途であると思ふし、このまゝに進んで刑務官吏の遵法觀念を稀薄にして了ふ處を拂拭するものであると思ふ。

昭和十六年八月

小川太郎

少年行刑の基調と當面の諸問題

寺光忠

目次

一、少年行刑の基調について
一、少年行刑における當面の諸問題

一　少年行刑の基調について

わが少年行刑運營の基調は、今日、一言にしては、少年法第十四條の規定の精神の中にあらねばならない。少年行刑の基調といふことについては立脚點を異にしていろいろの角度からこれを論ずることが出來るであらうが、(一)ここでは、それを、少年法第十四條を軸として考察するところに重要なる意義があるとしたいのである。

少年法以前にも少年行刑はあつた。明治の監獄則から現行の監獄法に至るまで法規としても少年の行刑に關して諸種の特則が設けられて來てはゐたのである。しかしながら、少年法が謂はば理論的なるものをその規定の中に出現せしめたことによつて、實は、はじめて、わが少年行刑がその實際において特殊な進展を示すであらうことを期待せられることになつたのである。少年法によつてわが少年行刑に飛躍的な變質が齎らされることになつたのである。(二)少くとも、それは、理念としては、われわれの少年行刑の全過程から舊い監獄的なるものを殆んど全く拂拭し、それを新らしい保護的・教育的なるものに變質せしめたと謂ひ得るであらう。(三)

此の少年法が監獄法或ひは刑法との特別法して規律してゐる特別なる「刑事處分」は二二にとどまらない。不定期刑(第八條)、少年受刑者の分類拘禁(第九條)、假出獄に關する條件の緩和(第一〇條)等々はいづれもその重要なる規定であるが、さらに、それらの諸規定を通じてその基調となつてゐるのが資格回復に關する規定(第一四條)である。その第十四條は曰く、

少年ノ時犯シタル罪ニ因リ死刑又ハ無期刑ニ非ザル刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ執行ヲ終ヘ又ハ執行免除ヲ受ケタルモノハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト看做ス(四)

少年ノ時犯シタル罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノハ其猶豫期間中刑ノ執行ヲ終ヘタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

右のやうな劃期的なる規定が立法せられた理由は少年犯罪・少年受刑者の特性(五)が特に注目せられたるが故に他ならない。少年法の法條の大半は保護處分に關する事項によつて占められて居り、その保護處分がその名の示す如く保護の精神に則つたものであることは明白であるが、保護處分と併行して規定せられてゐる刑事處分においても事は全く同一である。この點に關して、少年法制定當時の當局者の說明するところを顧みれば、少年に對する『刑事手續等に於ても、普通の刑事手續に較べて、矢張保護的の精神を以て定めたものが此少年法案の中にある』(六)と謂はれてゐるのであり、また、その第十四條については、特に、『少年の前途の保護を法律の趣旨とする』(七)と言明せられてゐる。さらに、また、『理論の上に於きまして……少年を保護すると云ふ以上は、刑を科するに非ずして保護教育を爲す、……斯う云ふ頭で此法案が出來て居る以上は、刑を科す場合に於ても、矢張監獄に於て之を敎化する、斯う云ふことにならなければ首尾一貫しない、それでありますからして、刑の執行（を終へ）及免除を得た場合に於ては前科者としない、斯う云ふことに理論を徹底した』(八)とも說明せられてゐるのである。かくて、少年法を通じてその各條の上に、顯然として、保護精神なるものの一貫せる流れが看られることになつてゐるのである。此の故に、たとへば、少年犯罪對策として不定期刑の制度を必要とする敎育的思想そのものが少年法第十四條をも必要としたとも謂ひ得るのではあるが(九)、しかしまた、その反面からこれを謂へば、釋放後の資格回復の必要を是認した『保護』的思想が、その理論の徹底として、不定期刑のやうな制度を、少くとも先づ少年の場合に、必要なりとしたのでもあるのである。

少年法第十四條をめぐつて自由刑の醇化といふことを考へてみよう。本條は、少年受刑者が現に受刑中はその適用を除かれてゐる。逆に云つて、少年受刑者においてはその受刑中に限つて人の資格に基く權利の行使が制限せられるのである。ここに醇化せられたる自由刑の姿がある。刑事政策上の問題の一として要望せられてゐる復權或ひは前科抹消の問題(一〇)は自由刑の執行後に附隨する害惡を適當に除去しようとするのであるが、少年法による少年行刑の世界においてはそれがすでに昔日の問題になり終つて居るのであり、少年受刑者に對する自由刑の執行は、此の點、完全に醇化せられてゐるのである。(一一)かくて、少年に對する刑事處分はやはり刑罰ではあるが、しかしそこに保護處分に同じいものが期せられることになつたのである。

一　たとへば同じく「少年行刑の基調」と題して自治行刑のことを論ぜられたものに、東邦彦氏のもの（刑政第四四卷第一〇號乃至第一二號）がある。

二　敎育刑論者はこの點に關連して謂ふ、『少年法は、刑法に對する例外法である。しかし、その故をもつて、又、同時に刑法に對する反逆を明かにしたものである（牧野英一氏「刑法の三十年」第一六八頁）』と。また、謂はれる、『理論としての

教育刑は、實踐として、少年法の一角から、その仕事を進めることになつてゐるのである。……二十世紀における新現象としての少年法は、全刑法に分解をはじめしめたものである、といはねばならぬ（同氏岩波全書版「刑法」第三〇〇頁）、』と。少年法による少年行刑がまた全行刑に對する反逆を明かにしたものであり全行刑に或る種の分解をはじめしめてゐるとも謂へるであらう。この點次註參照。

三 今日の實際が未だ十分にこの理念と相伴つてゐないもののあることは否定出來ないであらう。そこにわれわれの當面の諸問題があるわけでもある。この點についてはなほ後段參照。

四 「人ノ資格ニ關スル法令ノ適用」といふ事につき少年法制定當時の山岡政府委員の說明には曰く、『其の解釋は既に一定致して居りまする事で……即ち刑を適用された結果として、其人が身分上制限を受ける一切の場合を申します（「少年法案議正院法案第四十五回帝國議會衆議院委員會速記」第四六頁）、』と。

五 少年犯罪或ひは少年受刑者の特性といふことについてここには言及しない。拙稿としては、「少年行刑の對象と方法」（刑政第五三卷第二號第一七〇頁以下）參照。

六 前掲「帝國議會速記」第三頁、山内政府委員說明。

七 前掲第五頁、山内政府委員說明。

八 前掲第四七頁、山岡政府委員說明。

九 少年法第十四條をこの見地から說かれるものに、正木亮氏「新監獄學」第一二〇頁、同氏「犯罪少年と少年行刑」（牧野教授還曆祝賀刑事論集所收）第七四七頁、同氏「前科をめぐる刑事上の諸問題」（刑政第四九卷第三號）、同氏「新監獄學」第一六三頁以下、及び司法省保護局「資格制限ノ緩和ニ關スル制度參考資料」（司法保護資料第二三輯）など參照。

一〇 この問題については、正木氏前掲「刑事上の諸問題」（刑政第四九卷第三號）、同氏「新監獄學」第一三四頁以下參照。

一一 自由刑の醇化といふことについては正木氏前掲「新監獄學」第一三四頁以下參照。その醇化せられたる自由剝奪がその執行目的において唯一に教育目的的であるところに、また、少年法・少年行刑の出色があるのである。

資格の制限或ひは喪失は前科に伴つて自動的に發動する建前とせられてゐるのが一般であるが、此の問題に關連して（一二）、かかる社會的烙印 social stigma は『專ら社會防衛 protection of society を目的とするものであつて囚人のいかなる名譽の毀損 defamation をも目的とするものではない。しかしながら、實際生活においてはそれがつねに社會的墮落 social degradation を伴ふのである（一三）、』と謂はれてゐる。（一四）而してまた『社會がその防衛上欠くべからざるものとするところの社會的烙印は、すべて、犯罪に附隨するものであつて刑罰に附隨するものであつてはならぬ、——換言すれば、それは、犯罪者の行つたものから生れてはならない（一五）、』ともせられるのである。

社會的烙印に關する右のやうなすぐれた見解については、もともとく、ただ、そこに、一般刑事政策の一課題があることを知るべきであり、同時にまた、そこから、此の課題を超えたるものとして、少年犯罪者に對する資格回復の問題が生れてあることを理解しなければならないのである。

烙印除去 De-stigmatization といふことが、復權 Rehabilitation の方法によらずして、執行の終了又は免除に伴ひ自動的に行はれるところに少年法第十四條の規定が光るのであり、そこに少年行刑の成年行刑と異る大きな特質が生れてゐるのである。

一二 この問題について、『社會的烙印は、實は、刑罰の一結果ではなくして犯罪の一結果であると謂はれるのはどこまで眞實であらうか。……それは、また、止むを得ざる惡 necessary evil であるであらうか、』といふ點から Hermann Mannheim はその論議を出發せしめてゐる。H. Mannheim, The Dilemma of Penal Reform, 1939, p. 106.

一三 H. Mannheim, ibid. p. 116.

一四　『前科者といふ言葉に原因する人間悲劇の量はおびただしい、』とも嘆かれてゐる（H. Mannheim, iid. p. 118.）。そしてまた、いみじくも、『刑罰制度からそれに附隨する烙印をも完全に除去することは、センチメンタルな人道主義や見當違ひの讃辭を以てする刑務官吏或ひは監獄改良家の側からの一面的な努力のみによつては到底獲ち得られないであらう、』とも謂はれてゐるのである（H. Mannheim, iid. p. 158.）。

一五　H. Mannheim, iid. p. 160.

少年行刑はその法制の上において將又その指導精神においてかく獨特のものを有してゐるのであり、その理想的實現形態においては頗る偉大なるものがなければならないのである。しかるに、わが少年行刑の現狀に對してはなほたとへば次のやうに批判せられてもゐることをわれわれは反省しなければならないのである。卽ち、犯罪少年を『眞に教化せしめようとするが爲には、母の保護、職業の指導、釋放後の保護、體育、學育にまで教育方針を向けねばならぬのである。然し、之を今日のわが少年行刑に付て見るに、その教育目的は只犯罪性除去の間を往來しつつあるに過ぎない。その點より見ると少年行刑と成年行刑との間に差異がなく、從つて少年釋放者の社會復歸に往々にして障礙が生れるのである（一六）、』と謂はれてもゐるのである。しかしながら、少年法が理想として追及してゐるものがその教育的目的であり、また釋放少年の社會復歸に些かの支障をも無からしめむとする國家意思が固くその第十四條においてあらはれてゐることをわれわれは知つてゐるのであり、さらにまた、今日の少年行刑の實際が必ずしも單に犯罪性除去の間を往來するにのみとどまつてゐるものでなく、從つてまた成年行刑との間には行刑上の實際において格段の差異のあることもわれわれは知つてゐるのであるが、しかし、同時にまた現實の事態がわれわれに決して滿足なものでないことも明かなことである。少年法のもつてゐる所謂保護精神が少年行刑の實際において未だ十分効果的に

運營せられてゐない場面のある現狀（一七）にはまことにおきたらないものがある。この故にわれわれも亦、『わが少年行刑をしてかやうな狀態より脫却せしめる必要があると思ふ（一八）』のである。そして、其の脫却を、當面せる具體的なる少年行刑問題の中に少年法第十四條の精神を顯現せしめることによつて、徐々に、企てらるべきであると考へるのである。

少年行刑のこの蟬脫が成就せむか、それは同時にまた準少年行刑（一九）の蟬脫ともなるのであり、ひいてはそれがまた成年行刑の蟬脫ともなるであらう。われわれはつねに夢に其の日を期するのである。（二〇）

一六　正木氏前揭「犯罪少年と少年行刑」（牧野教授還曆祝賀刑事論集所收）第七七二頁。

一七　殘されたその根本的場面の若干につきこれを「當面の諸問題」として、次章に考へたいのである。

一八　正木氏前揭第七七二頁。

一九　本論考は、少年法による少年行刑を論ずるを主となし、時に特に準少年行刑に言及することあるにとどまる。少年行刑と準少年行刑とはそもそも嚴に分別せらるべきであると考へるのである。

二〇　『今、われわれが實際上の問題としてゐるのは、少年法の實施に因つて得た經驗が、どれまで、一般犯罪者に擴大して考へられ得るかである。換言すれば、問題は、行刑の實際が、少年と成年との間に、果して、傳統的な理論家が從來考へ來つたやうな區別を認めねばならぬことを、われわれに示すものであるかどうか、である、』と期待せられてもゐるのである（牧野氏前揭「刑法の三十年」第一七三頁）。

二　少年行刑における當面の諸問題

資格回復に關する少年法第十四條の規定とその立法の精神を以て少年行刑の中軸たるべきものであるとして事を考へつつ、前章に、素描的に、われわれの少年行刑のしかあるべき姿を探つたのであるが、わが少年行刑に殘されてあ

る當面の諸問題がやはりこの中軸を中軸としてその解決をいそがれねばならないのである。先づはじめに、不定期刑釋放の制度を關連せしめて少年受刑者と兵役法との關係についての疑義が解かれねばならぬ。次には、少年受刑者分類拘禁の再編制が完成せられねばなるまい。そして第三に、青年學校制度の新展開に鑑みて今後に速かに施行せらるべき少年受刑者の特殊錬成とその課程公認などの問題がある。切實なる當面の諸問題のうちからさしあたつて重要なる右の三者を撰び、その一々について、ここに、解決の方途を探らうとするのであり、そしてその鍵を唯一にかの保護精神を基調とすることにおいて發見しようとするのである。

一、少年受刑者と兵役法

兵役に服することは日本臣民たる男子の崇高なる榮譽である。男少年受刑者たるものにとつてはこの榮譽の日こそその光明であり、從つて、その男少年受刑者に對して行刑中に施してゐる教練が彼等によつて眞に熱心に習修せられてゐる事實をわれわれはよく知つてゐる。しかも翻つて、その教練課程が『心身ヲ錬磨シ質實剛健ナル精神ヲ養ヒ且紀律ヲ重ンシ協同ヲ尚フノ習慣ヲ馴致スル(二一)』の効において顯著なるを思へばその教化的價値の平生に重要なることをまた看過し得ないのである。

ここには、兵役法と少年受刑者との關係について少年法第十四條の働きを考へてみたいのである。すべて釋放後の問題である。『犯罪ノ爲拘禁中ナルトキ』は、原則としては、徴集延期の處分が行はれることになるからである(兵役法第三九條第一項第二號)。

準少年受刑者に關しては、兵役法第四條及び第三十九條の一般的適用があるのみであつて、解釋上の疑義がない。少年法第十四條の適用はないからである。

少年受刑者については、場合を分つて次のやうに解する。少年法第十四條が適用せられるのである。

(1) 刑終了による出所の場合

刑期の滿了により出所する者の中その刑が長期六年未滿の場合には例外なく徴兵檢査を受け得る。たとへその出所が徴兵適齡時以後であつてもその徴集は延期せられてあるのである(兵役法第三九條及第五三條)。

その刑の長期が六年以上の場合(及び少年法第七條による定期刑の場合)には事情が甚だしく異る。兵役法第四條は『六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ズ』と規定してゐるから(二二)、長期六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられたる少年は何らの行政處分を待たずして當然に兵役免除といふことになるわけのものである(二三)。しかるに、ここに、少年法第十四條の規定が働いて資格が回復し、爲に、徴兵檢査を受け得ることになる。少年法第十四條の最大の効果がここにあらはれるのである。

しかしながら、其の出所がもし不幸にして徴兵適齡時經過後であればその徴兵檢査を受け得る方法がない。即ち此の場合、その徴兵適齡時においては兵役法第四條の効果のみが働いて兵役免除といふことになり、徴集延期の處分を受けるには該當しないからである。何となれば、出所時を起點とする「將來ニ向テ」のみ刑の言渡を受けざりしものと看做すのが少年法第十四條の趣旨であり、且つ又兵役法上徴集が延期せられるのは場合が極めて限定せられてゐるからである(兵役法第三〇條、第三一條、第三九條等參照)。從つて、この場合出所の曉にその資格が回復しても、最早徴兵檢査を受け得ないまま、第二國民兵役に服することになるわけである。少年行刑當局のこの點に關する善處がもとめられることになるわけのものである(二四)。

(2) 不定期刑釋放による出所の場合

不定期刑釋放とは、不定期刑に處せられたる少年受刑者が短期經過後長期滿了前に刑終了者として完全且つ無條件に釋放せられることを謂ふのであり、昭和十五年十二月行甲第一五八六號依命通牒によつてはじめて此の處分が行はれることになつたのである(二五)。この不定期刑釋放の制度が施かれることになつて漸くわが不定期刑の制度は制度本來の姿に歸ることになつたのであるが(二六)、またそれによつて、運用上、少年法第十四條の眞面目があらためて發揮せられることにもなつたのである。

不定期刑釋放による出所の場合、その言渡刑の長期が六年未滿なるときは兵役關係においても前述せる刑終了の場合のそれに同じい。

その言渡刑の長期が六年以上であるときは、場合が二となる。卽ち、不定期刑釋放においてはその釋放の時を以て刑終了の時と看做されるのであり、從つて原則としてはその執行濟期間が遡つて新刑期となるわけであるが(二七)、(イ)その改訂せられたる新刑期が六年未滿なる場合においては、(その言渡刑は六年以上なりしにもかかはらず)少年法第十四條の規定の運用を待たずして、徵兵檢査を受け得るのであり、(ロ)その新刑期がやはり六年以上なる場合においては少年法第十四條の働くことによつて受檢資格が回復することになるのである。但し、このロの場合は勿論であるが(前段(1)參照)、イの場合においてもまた、その徵兵檢査を受け得るがためにはその出所が徵兵適齡前であることを要する(二八)、

この故に、場合を異にして生ずるかかる効果の相違を注目しつつ、不定期刑釋放制度のよりよき運用が當局者に要望せられることになるのである。事は兵役法との關係にのみとどまらないとしなければならない。廣く、一般に、少年法第十四條の規定が最も圓滿且つ有効に働くやう運用せられることが望ましい。少年法の精神がそこにある筈であるからである。

(3) 假釋放による出所の場合

短期內における假釋放たると短期經過後における假釋放たるとを問はず、(一)假釋放期間中は原則として徵兵檢査の事がない。卽ち、その刑の長期が六年以上の場合は當然に徵集も徵集延期もなく、その刑の長期が六年未滿の場合には兵役法第三十九條第一項第四號によつて原則としてその徵集が延期せられるのである。而して、(二)その假釋放期間滿了の後については、前述の刑終了による出所の場合における兵役關係と同樣である。

二一 昭和三年四月司法省訓令行甲第五六五號「受刑者教練規程」第一條。

二二 兵役法第四條の立法理由については次のやうに謂はれてゐる、『刑罰に基く兵役除外は此の種の不良分子云ひ換へて見れば公權を剝奪せらるゝやうな者には兵役に服する崇高なる榮譽を與へないと云ふ思想が立法の根據をなして居るのである。……左樣な榮譽を與ふる資格はない。』(中井良太郎氏「兵役法詳解」、昭和三年、第九一―二頁)。

二三 兵役法第四條の刑期は不定期刑においてはその長期を指すものとせられてゐるのである。

二四 この點につき、中井氏前揭「兵役法詳解」第九三頁以下に曰く、『長期六年以上の刑に處せられて居るもの……徵兵適齡を過ぎたる後刑の執行を終へ又は執行免除を受けたとすれば爾後は兵役法に服するの資格を回復するものである。併し少年法第十四條には「將來ニ向テ」とあるから遡つて過去の兵役除外と決定したことを取消すと云ふ譯には行かぬ。夫れ故更に徵兵檢査を行ふものではない。其の儘第二國民兵役に在らしむものである。併し若し此の者が適齡未滿で刑の執行を免除せられたとせば徵兵檢査を受くべき資格が回復するから徵兵檢査を受けしむるのである』と。

二五 不定期刑釋放の制度は、監獄法第百七十三條に準ずる手續を採ることとし、陸海軍當局においても亦異存のないところであつた。昭和十六年六月行甲第一一四一號による司法次官の申入に對する七月二十一日陸普第五五一七號陸軍次官回答及び同日官房第三九二三號ノ二海軍次官回答參照(七月二四日行甲第一二四四號通牒)。

二六 不定期刑釋放の問題については、揷稿「不定期刑における釋放をめぐる諸問題」(刑政第五四卷第四號)參照。

不定期刑釋放の制度のみにては未だ十分に滿足なものではないと謂ふことにつき、拙稿前掲「諸問題」第二〇頁參照。

不定期刑釋放の制度は實施後日尚淺く、その運用實績については未だ明らかなるものがない。

二七 執行濟期間が卽ち新刑期とはならない場合があるであらう。未決勾留通算のある場合などがそれである。この點、しかし、解釋上若干の疑義はある。

二八 この點、前註（二四）參照。

この點に關し、前掲（前註二五）の海軍次官回答には、『右（不定期刑）釋放者ニ對スル兵役關係法規ノ運用ニ付テハ少年法第十四條ニ從ヒ處理可致候』とあつて、極めて概括的ながら、拘考と同樣の解釋・趣意を示すものであらうことをうかがひ得るのである。また同じく陸軍次官回答は、『右刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放セラレタル者ハ其ノ刑ノ長期カ死刑又ハ無期刑ニ非サル兵役法第四條所定ノ刑ナルトキ少年法第十四條第一項ノ規定ニ依リ兵役ニ服スルノ資格ヲ回復スルモ其ノ資格回復ノ時ニ於テ徵兵適齡ヲ過キタル者ナルトキハ徵兵檢査ヲ行フモノト思料シアルニ付回答ス』とせられてゐるのであるが、其の回答內容を一段と詳密にすれば拘考の通りとなるであらう。

此の陸海軍次官回答によつて、中井氏前揭「兵役法詳解」は、（その卷頭の序において陸軍省徵募課が「兵役法研究ノ參考資料トシテ有益ナリト思料シ玆ニ之ヲ公刊セシムル事トセリ唯本書ハ飽ク迄モ私人的且學術的研究ニシテ行政上ニ於ケル有權解釋ニアラザル事ヲ附言ス」と序してゐるにもかかはらず）少くともこの事項についてははじめて有權解釋といふことになつたわけである。

二、少年受刑者の分類拘禁

少年刑務所と稱せらるるわれわれの施設には、今日、少年受刑者と準少年受刑者との兩者が集容せられることになつてゐるのであるが、その少年受刑者とは、少年法第九條に、『懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル少年ニ對シテハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄內ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ於テ其ノ刑ヲ執行ス　本人十八歲ニ達シタル後ト雖ニ十三歲ニ至ル迄ハ前項ノ規定ニ依リ執行ヲ繼續スルコトヲ得』とせられてゐる者を指し、之に對して、準少年受刑者とは、訓令（**二九**）により『懲役囚中年齡十八歲以上二十歲未滿ノ初犯者及二十歲以上二十三歲未滿ノ初犯者ニシテ情狀ニ因リ之ニ準シ處遇スル必要アル者ハ特設監又ハ監獄內ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ拘禁シ』少年受刑者に準ずる處遇を行はれるものを指すのである。其の年齡において殆んど全く同じい對象者であり、一見この兩者は同一のものと見られ易く、從つてまたその處遇その他において文字通りの正準相類するものあるが如くにも見える。

しかしながら、準少年受刑者といふ制度につき考へ及ばれねばならぬことは、先づ第一に、その少年受刑者に準じてなされる處遇の內容は、極めて局部的であり、微溫的たらざるを得ない。制度として甚だしく便宜的なものである。卽ち、少年法上一切の特別規定は全く準用の餘地がなく（**三〇**）、從つて準少年受刑者處遇の過程において少年法の精神が如實にはたらくことを期待することは出來ないのである。特に、少年法第十四條の適用がないからその保護精神を準少年受刑者において發揮すること、は到底これを期待し得られないのである。かくて、もし極言することが許されるならば、準少年受刑者とは單にその名において然るのみであるといへよう。準少年受刑者と稱せられることのみによつては格段の效果の有りやうがないのである（**三一**）。

この故に、第二に、かかる準少年受刑者を少年法第九條による少年受刑者の爲の特設監に併せ收容する現行制度の可否が檢討せられねばならない。準少年受刑者制度をつくつたところの訓令が要求してゐる準少年の爲の『特設監又ハ監獄內ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所』とは明らかに少年法第九條のそれとは異らねばならない。從つて、少年受刑者と準少年受刑者とを同一特設監に置くことは（**三二**）妥當ではなく、またもしその止むを得ざる場合においては嚴に兩者の分界を明らかにすることが要求せられることになるのである（**三三**）。

少年行刑の改革は、かくて先づ、少年受刑者と準少年受刑者とを同一施設内に集容することの廢止からはじめられねばならない。少年法の行刑面における活潑なる運動が、混合集容のために、少からず抑止せられてゐることの明かな現狀が取急いで改められねばならない、と考へるのである。少年受刑者の制度はそれとして、準少年受刑者の制度もまたそれとして、共に、その制度十全の目的を達し得ることにならねばならない。時局が平靜であれ、或ひはまたよし緊迫下にあれ、この制度改革は先づやはりいそがれねばならないのである。

二九　大正十一年六月司法省訓令行甲第九三二號ノ一「二十三歳未滿者拘禁ニ關スル件」。

三〇　監獄法及びその附屬法規の規定の一部が働くのみにとどまるといふわけである。準少年受刑者制度をつくつた右の訓令が『十八歳未滿ノ者ニ準シ處遇スヘシ』と規定して、『少年法に依る少年受刑者に準じ處遇すべし』とし得てゐない意味がそこにもあると謂へよう。しかもなほ、大正十一年八月行甲第一一四九號通牒はまた曰く、『……是等十八歳未滿ノ者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ應用處遇スヘシトノ意ニシテ大體ニ於テ訓練敎化上ノ必要ニ出タル特別規定ハ之ヲ準用スルモ……云々。』

三一　この故に、準少年受刑者制度に代へて、むしろ少年行刑とは異る特別の青年行刑制度がそこに構想せられ構成せらるべきであるといふことになるであらう。

なほ附言すれば、少年受刑者は決して準少年受刑者（或ひは青年受刑者）になることはない。疑のないところである。觀念の混同があつてはならない。

三二　わが現行收容區分（昭和一一年司法省訓令行甲第二一二號）によれば、少年の爲の特設監として川越少年刑務所、準少年の爲の特設監として小田原少年刑務所があるの他は、姫路・岡崎・岩國・久留米・盛岡・帶廣各少年刑務所及び尾道支所のすべてがそれぞれ少年受刑者と準少年受刑者との二を集容することになつてゐる。若干の理由もあるし、また便宜は便宜である。しかし便宜に捉はれて兩者の特質を無視するものとの非難をまぬがれないのである。

三三　昭和三年五月行甲第八一三號通牒「少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁竝處遇ニ關シ注意ノ件」第一號參照。

三、青年學校と少年受刑者

本年四月一日より、新たに、國民學校令（昭和一六年三月勅令第一四八號）が施行せられることになつた。青年學校令（昭和一四年四月勅令第二五四號、改正昭和一六年三月勅令第一五五號）の義務制實施と併せてわが國の敎育制度に劃期的な一大展開が見られることになつたのであるが、これに伴ひ、必然的にわれわれの少年行刑敎育令（昭和八年九月司法省訓令行甲第一三九一號ノ一）の改正が急務となるに至つてゐるのである。

しかるに、此の少年行刑敎育令改正の方向が二つあることになつてゐるのである。一つは、現行の通りに、國民學校令に準ずる敎育のみを行ふ規程をつくることであり、他の一つは、國民學校令に準ずる敎育と青年學校令に據る敎育との兩者を行ふやう規定することである。

わたくしは、その後者に從ふべきものと考へてゐる。其の理由の主なるものは次の通りである。

第一に國民學校に就學することが義務とせられてゐる(三四)と同じく、青年學校敎育も亦、今日、義務敎育といふことになつてゐるのである(三五)。そして、その青年學校敎育の對象者は原則として年齡滿十四歳を超え滿十九歳に至る迄の男子といふことになつてゐるのであるから、まさに、少年受刑者（及び準少年受刑者）もその學齡該當者であるわけである。從つてかかる年齡にあるものを單に國民學校的敎育の對象とのみすることはわが國敎育制度の根幹にもとるものである。而して國民學校課程未修了の少年のある限りその若干の者に對して國民學校的敎育の施さるべきことについては異論のないところであらう。この故に、いま、われわれは、その國民學校敎育の就學義務と青年學校敎育の就學義務との二つながらを共に充足し得るやうな敎育組織を組織しなければならないことになるのである。

それが、刻下行刑敎育令改正の向ふべき道であらねばならぬと考へる。少年行刑の過程においてこの兩種の敎育が依

然未修了のままであつたり、若くは此の聖なる就學義務が行刑の故に中絶せられたりすることは、申すまでもなく、少年法第十四條の精神に背反することの甚だしいものでもある。

その就學義務を充足せしめるについては、それが實質的に充足せられるだけでは足らず、すすんで形式的にも充足せられることが望ましい。就學義務課程修了の實力が授けられるだけでは足らないのである。卽ち、その就學義務課程修了の實力が、形式的にも、就學義務の充足として公に認定せられることが望ましい。それによつてはじめて少年法第十四條の精神が少年受刑者（及び準少年受刑者）の上に眞に躍動し得ることになるわけである。

しかるに、國民學校課程を今日の少年行刑と並行して完全に修了せしめることは制度上不可能に幾いものがあり、従つて國民學校課程につきこれが認定を受けるといふことは、遺憾ながら、その望み薄としなければならない。（三六）

反之、それが青年學校の課程に關しては可能であると思はれるのである。（三七）

そもそも青年學校令制定の主旨とするところは、『實務ニ從事スル男女青年ヲ對象トシテ國體ノ本義ニ基キ國家有爲ノ青年ヲ錬成スルヲ目的トシ地方ノ情況ニ應ジ青年ノ職業及實際生活ニ卽シテ適切ナル教育ヲ施ス（三八）』に在るのであり、その青年學校教育が義務とせられた理由については、また、次のやうに謂はれてゐる、『青年學校教育ヲ義務トシ實務ニ從事スル青年男女ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ以テ國家有爲ノ人材ヲ育成スルハ我ガ國運ノ進展ヲ期スル所以ニシテ多年懸案トセラレタル所ナリ而シテ今ヤ東亞竝ニ世界ニ於ケル我ガ國ノ地位ト使命トハ愈々重キヲ加ヘ我ガ國青年ノ思想精神ヲ確立シ智能體力ヲ向上シ以テ國民精神ヲ振作産業ノ進展地方ノ更生ニ寄與スルト共ニ國防力ノ根基ヲ培フハ洵ニ喫緊ノ要務ナリ是茲ニ取敢ヘズ男子青年ニ對シ青年學校教育義務制ヲ實施セラレタル所以ナリ（三九）』と。以て、青年學校教育の目的とその特質とをうかがふべきである。この故に、青年學校教育は、その教育の技術においては、『青年學校ノ特質ニ鑑ミ徒ラニ理論ノミニ偏スルコトナク實際的素養ノ啓培ヲ旨（四〇）』とすべきものとせられることになつたのである。青年學校教育の指導精神が右のやうに謳はれてゐるものであるならば、それが直ちに以てわれわれの少年行刑に採り入れらるべきであり採り入れられて然るべきであることにつき異論はないであらうし、またかかる課程を十二分に修習せしめることの可能さも見易いことであらう。

第二の理由としては、少年受刑者及び準少年受刑者の中に尋常小學校（國民學校初等科）の義務課程を修了してゐないものは全員に對して僅かに二十パーセント餘に過ぎない。數にして約五百名である（四一）。此の數字が、現實に徴して、次のやうな結論を語るのである。卽ち、八割の多數を占めてゐる初等義務教育修了者に重ねて單に初等教育・復習教育を施すことの愚を避けこれを次の段階たる青年學校的教育へ導くべきである、と。さらにまた、少くともその八割の者に對してだけでもその義務教育課程習修につき公の認定を得せしむべきである、と。

かくして改正せらるべき教育令の内容は國民學校令的なるものと青年學校令的なるものとの二とせらるべきであるはあるし、かたがた、唯一に實力養成につとむべきことともなる。後者においては、青年學校令第十五條（及び青年學校令施行規則第三二條第一號）（四三）による認定を受け得るやうその制度の完璧を期し、以て多數の少年（及び準少年）受刑者に對して、その社會復歸の曉に少年法第十四條の精神が實踐を通じて光り輝いてゐる如くあらしむべきである。

（四二）。前者においては、國民學校令第十一條による認定はこれを得難いであらうしまたその對象者も數少いことで

かくて、もし、青年學校令施行規則第三十二條第一號に依る文部大臣の課程認定を受け得れば、それに伴ひ、また別に兵役法第十一條（及び兵役法施行令第三一條）に依る課程認定をも受け得るであらう。（四四）

かかる課程認定の結果に伴つて生れてくる最も大きな問題は、少年（及び準少年）受刑者に對するその課程修了の證明をいかにして爲すべきかといふことである。少年刑務所或ひは少年刑務所長といふ名によつてかかる證明の行はれることは事の性質上穩當ではない。對外的證明のために適當なる他の名稱を代へて用ひられることが望ましいのである。この點に關しては積極的と消極的と意見は二つに分かれるであらうが、實際問題としては、その積極的意見によるにせよ、將又消極的意見によるにせよ、同じく若干の難點は殘されるのである。その殘される派生的な難點を立ち離れて少年法による少年行刑の本質から事を反省せらるべきことになるのである（四五）。

かくて、今や、少年行刑の教育に新らたなる分野が開けようとしてゐる。此の新らしい青年學校教育こそ少年行刑の本旨に最も適合する教育であり、此の制度が施かれることによつて少年行刑における教育の制度が漸く完備せられることになるのである。しかしながら、かかる制度の完備に伴ひ擔任職員及び關係職員の職責はいよいよ重且つ大となる。青年學校教育においては特にその教員の力に俟つところのものが多いとせられてゐるのである。（四六）

三四 國民學校令第八條『保護者ハ兒童ノ滿六歲ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヨリ滿十四歲ニ達シタル日ノ屬スル學年ノ終迄之ヲ國民學校ニ就學セシムルノ義務ヲ負フ』。

三五 青年學校令第十二條『年齡滿十二歲（昭和十九年四月一日よりは滿十四歲に改正）ヲ超エ滿十九歲ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年學校ニ就學セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス』。なほ、滿十九歲を超えたる者に對しては別に研究科の課程がある（令第二條）。

三六 國民學校令第十一條『學齡兒童國民學校以外ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス　前項ノ課程ノ認定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム』。

認定を受ける道がないわけではない。が、しかし、形式的には國民學校の義務學齡には限度があるし、又國民學校と同等以上と認むる課程を形式及び内容のすべてにおいて完全に行刑中に修めしめることが實際上不可能でもあるのである。

三七 青年學校令第十五條『義務就學者青年學校以外ノ施設ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第十二條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間青年學校ニ就學スルモノト看做ス　前項ノ課程ノ認定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム』。

而して、その青年學校課程の履修は少年行刑のうちにおいても完全に之を達成し得るのであり、そこに、青年學校教育の特質が存するのでもある。この點後述。

三八 昭和十四年六月文部省訓令第一九號「青年學校令改正及同施行規則制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項。」

三九 同右文部省訓令。

四〇 昭和十年四月文部省訓令第二號「青年學校令及青年學校規程制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項。」

四一 男少年受刑者及男準少年受刑者總數（昭和十六年五月二十日現在）二二八一名中尋常小學校修了以上のもの一七九六名である。（その未修了者の率が全人口的統計において示される比率よりもはるかに高いものであることは、別の問題である）。

なほ、女少年受刑者の數は約四十名である。教育の對象としては少數に過ぎる。少年行刑教育に關する規定を準用する程度において滿足せざるを得ないであらう。別に、青年學校令においても、現在、女子はその義務制から除外せられてゐる。

四二 國民學校令的なるものと青年學校令的なるものとを立法技術上一法令の中に盛るべきか、或ひは二法令となすべきか。この點わたくしはいろいろの理由により後者を選ぶべきものと考へる。

その國民學校令的なるものと青年學校令的なるものとの連繫については別に考へられねばならない。即ち國民學校令的なるものの修了者を、その認定の問題から離れて、青年學校令的なるものに編入することの可否の問題があるのである。わたくしは積極説に從ふ。認定なき國民學校令的なるものの修了者を青年學校令的なるものに特に編入して、後者の認定を

受け得ることにしたいのである。

四三　青年學校令施行規則第三十二條『左ニ掲グル課程ハ青年學校令第十五條第一項ニ規定スル課程トス　一、文部大臣ノ指定スル課程　二、地方長官ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認定シタル課程』。

前掲昭和十四年文部省訓令第一九號中には、この點につきまた、曰く、『義務就學者ガ各種學校、農民道場等各種ノ教育施設ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修ムルトキハ保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間青年學校ニ就學スルモノト看做サレ……得ルコトトセラレタリ是レ畢竟此等施設ノ教育的效果ヲ認メ青年ノ境遇ニ應ジ支障ナク就學義務ヲ履行シ得ルノ途ヲ拓ク趣旨ニ出デタルモノナリ、』と。

なほ、青年學校令第十七條にも國民學校令第十二條と同じく、『義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ』と規定せられてゐることも、ここに、少年法の精神と併せ參酌せられねばなるまい。

四四　昭和十年六月陸軍、文部省令第一號「兵役法施行令第三十一條第三項ノ規定ニ依ル認定ニ關スル件」第一條第九號。

中井氏前掲「兵役法詳解」第一一八頁には曰く、『青年訓練に關する法制も兵役法も共に心身鍛練の法でありとすれば此の兩者は共通の目的を有し此の間何等かの連繫を持たすれば青年訓練（青年學校教育）修了を以て兵役上の特別資格とすることは至當のことであらうと思ふ、』と。軍事目的達成の手段として青年學校教育を見るものにとつては特に肯れることであらう。

此の認定の效果は、教練査閲（昭和一〇年八月勅令第二四九號「青年學校教練科等査閲令」）と在營期間の短縮（兵役法第一一條）とである。

四五　積極説として最も積極的なるものは少年刑務所を一の青年學校と觀念しようとするのである。この點については、川越兒童保護學校（川越少年刑務所の舊別名）の發行にかかる即治三十九年十二月『保護兒童ノ研究第二回報告』所收「すがたみ――川越兒童保護學校を觀る」の卷頭の言葉が參照せらるべきである。曰く、『之を學校と見れば則ち、寃然一の學校である。……川越兒童保護學校は、その制度上にこそ、いかがなれ。その實際に於ては即ち、純然純乎たる教育の場所であ

る、文部省の小學校令が施行せらるゝ所の學校である。否、單に小學校令が施行せらるゝ所の學校でない。その他、種々なる教育的制度が施行せらるゝ所の學校である。即ち普通の小學校以上の學校である、』と。明治三十年代の少年行刑的者に對してこの言がある。眼界のきはめて廣くしてその見識の高邁なるを見るべきである。この點につき、拙稿『川越兒童保護學校』（**刑政第五二卷第三號**）**參照**。

適當なる名稱としては、青年修練所、青年錬成所、青年訓練所等々が考へられる。

消極説と雖もその證明を少年刑務所又は少年刑務所長の名稱によるべしとするものはあるまい。前段の如き進歩的なる積極説に對してこれを否なりとするにとどまるであらう。

四六　『青年學校教育ノ振作ハ特ニ教員タル者ノ人格ト其ノ努力トニ俟ツ所多キヲ以テ青年學校ニハ其ノ規模ニ從ヒ之ニ相當スル員數ノ專任教員ヲ置ク……國家ハ青年教育ノ振興ニ由ル國力ノ進展ニ期待スル所極メテ大ナルモノアルノ秋優秀ナル專任教員ヲ養成シ普ク之ヲ配置シ以テ教育内容ヲ充實スルノ途ヲ講ズルハ最モ緊要事ナリトス又之ト共ニ青年學校教育ノ特質ニ鑑ミ廣ク實務ニ練達堪能ノ士ヲ需メ斯ノ教育ニ參與セシムルハ青年學校教育ノ振興ニ寄與スル所尠カラザルモノアリ』（前掲昭和一四年文部省訓令第一九號）。

少年刑務所にある教育職員の一般的待遇改善が同時に要望せられること勿論である。

――（一六・八・二五稿）――

徳川刑法に於ける刑罰（二・完）

細川亀市

五　晒及び遠島

普通に晒といへば引廻等と同じやうに附加刑であつて、例へば『三日晒・一日引廻の上磔』といふ如くである。しかし御定書の第百三條には特にその第八項として晒を擧げて居るから一言するが、これは江戸では日本橋において三日間晒すこととし、ただ例外として新吉原の者がその土地のことに關して晒に處せられるべき惡事をなした場合には、新吉原の大門口にて晒されることに定められてあるのである。

遠島は流刑であつて、御定書の規定によれば、江戸より流罪の者は大島・八丈島・三宅島・新島・神津島・御藏島・利島――これらの七島の内へ流し、若し又、京・大坂・西國・中國より流罪にする場合には、薩摩五島の島々・隱岐・壹岐・天草へ流すのである。しかして、附加刑として犯罪人の田畑家屋敷家財はすべて沒收される。要するに遠島は死刑に亞いで重い刑罰であつて、當人は辛うじて口に糊し得るに過ぎざる如き生活を餘儀なくせしめられる狀態であつた。尙、これはイギリスが犯罪人を濠洲や印度あたりへ流したのと相通ずるものがあると謂ひ得やう。

流人の發遣に關しては次の如き手續が採られた。一々說明するのを省略して左に記錄を引用して置きたい。

覺

一、島々江之御證文ハ拙者共方江請取、島支配之御代官江相渡申候、
一、大島江流人御座候節ハ、御證文拙者共方江請取、向井伊織方江相渡申候、
一、浦賀御關所江之御證文ハ拙者共方江請取、流人警固同心ともニ爲レ持、浦賀御關所江差越申候、
一、御目見以上之流人幷女流人ハ船中別圍ニ而差遣申候
一、流人出船之節、重病ニ而相殘り候もの有之節ハ、町奉行より斷證文拙者共方江請取、浦賀御關所幷流人遣候島之役人迄人數減候、斷證文拙者共

方より差越申候、
一、八丈島、御藏島、此兩島江之流人ハ三宅島迄差遣、三宅島之島守より請取請文取之相渡、三宅島ニ而順風次第其所出船仕候、
一、若破船仕候節者、其所ニ流人揚置、名主、年寄共江申付、番人附置、警固同心之內壹人御當地江罷登り、注進次第伺之上、代り之船仕立差越申候、
一、伺書之趣、何年以前被ニ仰渡ニ相濟候哉、書留等も無ニ御座ニ、相知レ不レ申、先役共方より段々申傳ニ而伺書差出申候、
右之通流人有レ之節ハ取計仕候、以上
十二月（寛保三年）　櫻井七右衞門

右の櫻井七右衞門なる者は流刑人を護送する役人であることはいふまでもないが、右の覺書によつて護送の途中および護送に至るまでの經路が明白に說明せられて居る。しかしてこの手續きは寛保三年に始まつたものではなくて、從來からの慣例に基くものであつて、これと同じ種類の斷片的な記錄は諸所に散見して居るのを見ても、容易に推察し得るものである。

六　追放刑

追放刑は犯罪人の居住禁止地域を設定せるものであつて、犯罪人を單に一定の場所より他の場所へ移轉せしむるに止まり、むしろ當人を無宿浮浪人に化せしむる點において最も惡影響を齎らせる刑罰であつた。元來、追放刑は戰國時代に發達せるものであつて、諸大名が對立割據せる當時としては、出來るだけ犯罪人を自己の領地內より一掃せむと努め、以て他領へ追ひ遣つたわけであるから、相互にかくの如きことをやれば結局のところ單に犯罪人の遣り取りをなして居るだけであつて、犯罪人はます〳〵增加する一方であつた。

しかしながら、それにしてもこれは刑罰をして最も行ひ易く、且つ殆んど何等の手數をも要しないものであるからして、德川幕府は依然としてこれを採用し、しかも、廣汎にこれを實行して居るのである。尤も、中期以降になると餘りにもこれの弊害が甚しく、無宿浮浪の徒は增加するばかりであつたので遂にこれを緩和し、かくして追放刑に處せらるべき者の一部を佐渡鑛山の水替人足となし、更に進むで人足寄場に收容して授職するの方法を採り、幕府の刑政は根本的な進展を遂げるに至つたのである。しかし、それは德川時代では未だ單なる例外的なものに過ぎず、やはり基本的には追放刑が中心であつたこと謂ふまでもない。尙、水替人足および人足寄場のことに關しては、わたくしは既に大いに論じたことで

あるから、ここでは總て省略して置きたい。

さて追放刑の種類は甚だ多く、重追放・中追放・輕追放・江戸拾里四方追放・江戸拂・所拂・門前拂の八種に及んだ。

重追放は追放の中で最も重い者であつて、その御構場所（居住禁止地域）は武藏・相模・上野・下野・安房・上總・下總・常陸・山城・攝津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐および駿河である。つまり、これらの地域以外の土地においてでなければ居住できないわけである。しかも、この重追放は田畑家屋敷家財のすべてを沒收されるのであるから、犯罪人は文字通り無宿浮浪の徒に化するわけである。

尙、女は重追放に處しないのが定法であつたが、寶曆三年十一月に改正されて、町人百姓の女は重追放に處することにされた。如何なる事情に基いてかくの如く改正されたのかは不明であるが、刑の性質上、故らに男と區別するの必要が無かつたからであらう。かくして女の無賴漢も亦次第に增加——擴張再生産されるべく、刑罰がこれを促進したのである。

重追放に亞いで重い追放刑は中追放であつて、その御構場所はもちろん重追放より少しく狹いけれども、それでも武藏・山城・攝津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・下野・日光道中・甲斐・駿河であり、且つ附加刑として田畑家屋敷は沒收され、ただ家財のみは許されるのである。

輕追放はその御構場所として江戸拾里四方・京・大坂・東海道筋・日光・日光道中が擧げられ、田畑家屋敷は沒收・家財は構ひなしであつた。

以上三種の追放ともに犯人の住居の國を御構ひとし、若し住居の國の外に犯罪發生の國も同樣に御構場所となることが寬保二年に追加法として定められ、更に又、京都において重追放申し付けたものは上記の御構ひ場所の外に、河內・近江・丹波の三國を加へるが、中輕追放の場合は別に左樣なことはしないことになつた。それから追放者は御郭外にて放ち遣し、侍ならばその場所にて大小を渡してやることに慣例が出來て居る。

江戸拾里四方追放は日本橋を中心とし東西南北五里以內の地域が御構場所である。尤も、京都において江戸拾里四方追放に當るものは山城國中拂であり、ただ御家人又はその品により侍以上ならば江戸を構ひ洛中洛外拂とする。尤も、これは寬政四年五月十三日の評定所一座評議の上決定せるもので、それ以前にあつては江戸拾里四方追放に當たるものを洛中洛外拂、江戸拂に當れるものを洛中拂となして來たのであるが、元來、京都では山城國中拂・洛中拂・洛外拂の三種があり、すべて入墨の者は洛中拂に處するにつき、江戸拂の者を洛中拂となすは不相當であるから、右の如く改正されたのである。

それから、江戸拾里四方追放に該當する犯罪にして當人が在方の者なる場合には居村も御構場所となり、財產を沒收されることはないが、ただその犯罪が利欲を以てなされた場合には田畑家屋敷を沒收する。尤も年貢を滯納などして居るならば更に家財をも沒收されることになつて居る。

次に追放刑の中でも特に輕いものとして拂なるものがあつた。そして、これには江戸拂・所拂および門前拂の三種のあること前に述べた通りである。

さて江戸拂は品川・板橋・千住・本所・深川・四ツ屋大木戸より以內が御構ひ場所であつた。但し沒收のことは江戸拾里四方追放と同じである。尤も、寬延元年二月以前においては、本所・深川に居住することは差支えなかつたのであるが、このとき以降、江戸竝びに本所・深川における町奉行支配地は御構となつた。

所拂は、在方は居村を・江戸町人は居町をそれぞれ追拂はれるものであるが、財產の沒收刑はない。しかし、その犯罪が利欲に拘りたる類ならば田畑家屋敷沒收、若し年貢の滯納などして居れば家財をも沒收されることになつて居る。

門前拂は、奉行所の門前より拂ふのであつて、何らの沒收刑をも伴はず、最も輕い刑罰に屬して居る。

七　謹愼刑

謹愼刑には閉門・逼塞・遠慮・戸メ・手鎖・押込等があつた。これは刑罰としても甚だ輕いものであるが、先づ閉門は門を閉ぢ窓を塞ぐも釘メにするに及ばない。但し、病氣の節夜中に醫師を招いたり、自宅から出火したりした場合は勿論のこと、近所より出火したる節、屋數內にて防火するのは差支えなく、すべて火事の際に屋敷が危險になれば立退き、その旨を頭支配へ申達すべきことになつて居る。

逼塞は門を立て、夜中くぐりより目立たざるように外界を通路するは差支へない。但し、醫者を招く場合や失火の際などの處置は閉門及び次の遠慮と同じである。

遠慮は門を立て、くぐりは引寄せ置き、夜中に目立たざるやうに通路するのはよろしい(註)。

戸メは門戸を貫を以て釘メにすれものであり、手鎖はその掛りにて手鎖を掛け、封印を付け、五日目ごとに封印を改める。但し百日手鎖の分は隔日に封印を改めるのである。また押込は外出せしめず、戸を建て寄せ置くも

のである。

以上によつてみれば謹愼刑は一般にその内容が極めて緩やかであつて、到底他の刑罰と同日に談じ得ないものを有する。がしかし、然らば自由刑であるかといへば必らずしも然りと謂ひ得ず、夜間ひそかに外界と通交し得る點でいはゆる他の自由刑とは比較し得ず、彼の牢屋に拘禁されたる自由刑とは根本的に性格が異るのである。かやうな點において謹愼刑はすこぶる異色あるものだと謂はねばならぬ。

（註）寛永元申年七月六日に閉門・逼塞および遠慮に關し次の如く定められるところがあつた。

閉門

一、門を閉、通行有レ之間敷候、

一、門之外より板を打候儀無用ニ候、窓をも釘メにいたし候にも不レ及候事、

但、窓に懸ケ戸可レ懸候、掛戸無レ之候ハヾ ふさき可レ申事

一、不レ叶用事ハ夜中ひそかに可ニ相達一事、

一、病氣之節ハ醫者招候儀不レ苦候事、

一、火事之節、屋敷あやうき體ニ候ハヽ立退、其段支配方迄可ニ申達一候、自火ハ不レ及レ申、近所より火事出來候ハヽ、屋數之内、火防候儀不レ苦候事、

逼塞

一、門を閉、くゝりハ引寄可レ置事、

一、不レ叶用事又ハ病氣之節ハ不ニ目立一樣ニ親類・緣者・通路可レ有レ之事、

一、重キ病氣之節ハ、親類・緣者・醫師ひそかに參候分ハ不レ苦候事、

一、火事之節、屋敷あやうき體ニ候ハヽ立退、其段支配方迄可ニ申達一候、自火ハ不レ及レ申、近所より火事出來候ハヽ、屋數之内火防候儀不レ苦候事、

遠慮

一、門を立、くゝりハ引寄可レ置事、

一、不レ叶用事又ハ病氣之節ハ不ニ目立一樣ニ親類・緣者・者參候分不レ苦候事、

一、火事之節、屋敷危キ體ニ候ハヽ立退、其段支配方迄可ニ申達一候、尤無ニ遠慮火防可レ申事、

尙、序ながら自由刑としては牢舍があつた。これは既決囚として牢屋に拘禁する有期禁錮である。これに對し無期禁錮では永牢があつた。いづれも作業に從事せしめず、禁錮を本體とする。しかし、この種の自由刑は追放刑や死刑がすこぶる發達して居た當時としては甚だ意義少きものであり、牢屋の如きも主として未決監なることを原則として居たのであるから、現代の刑務所とは根本的に異つて居る點を注意すべきである。

八 身體刑

身體刑として先づ第一に入墨があつた。これは八代將軍の享保五年に始められたものであつて、牢屋敷において腕に廻し幅三分宛二筋入れ墨をなす。入墨をなすのは牢屋においてであつて、入墨の跡が全快して出牢せしめた。換言すれば、『腕江間六七分明ケ、幅三分程ニ墨貳筋引廻し、針を十本程寄せ卷候而、墨之上を突直ニ又墨を入敲候上、入牢中付置、乾キ候而村役人江引渡候事、但無宿ニ候ハヽ、追拂候事、』といふことが行はれた。しかしながら、入墨の形は地方によつて異つて居るから、右にいへる形は江戸におけるものに外ならない。然らば何故にかくの如く地方によつて異つたかといふと、入墨の形に依つて再犯ありたる場合に容易にその前科と受刑地とを知り得るからである。從つて、再犯以上の者に對してはその都度從前の入墨の上へ壹筋宛增入墨をなすこととなつて居た。

敲はその數五十を普通とし、重きは百敲に處した。敲をなされるのは男・女・幼年の別なく行はれ、且つ又、百敲は百日・五十敲は五十日の過怠牢に換へられ得たるものの如く、寛政九年九月の『入墨重敲又ハ敲ニ相當之女御仕置段取之事』において『敲ニ當り候女之御仕置ハ、大人・幼年ニ不レ限百敲ハ百日・五十敲ハ五十日過怠牢ニ而も可レ有レ之哉ニ御座候處、入墨重敲ニ當り候ものハ、入墨之上百日過怠牢申付、敲計ニ當り候ものハ、前書之通、大人・幼年之無ニ差別一、百敲ハ百日・五十敲ハ五十日過怠牢申付候積、以來極置候樣可レ仕候哉、奉レ伺候、以上』といひ、これが翌月三日に認許されて居る。

敲を行ふのは牢屋の門前にて罪人の肩から脊・尻へ掛けて、脊骨を除き、氣絶しないやうに注意し、檢使の役人を遣はして牢屋同心に敲かせる。若し氣絶したならば水を呑ませ、また立會の醫者が藥を服用せしめた。しかして罪人が町人であるならばその家主および名主、在方ならば名主、組頭を呼び寄せ、敲の實狀を見せた上にて引渡し、若し又その罪人が無宿者であるならば身柄の請取人がないから、牢屋の門前にて追ひ拂ふことが行はれて居る。

それから御定書の第四十八條に依れば、離別狀を取らないで他へ嫁した女は、髮を剃り親元へ返すこととなつて居るが、この剃髮刑も亦やはり身體刑の一種と見て差支ないであらう。

九 その他の刑罰

以上擧げたるものの外に猶ほ各種の刑罰があつた。ここでは便宜上それらを一括して說明して置きたい。

先づ身分刑として奴と非人手下とがある。例へば御定書の第二十條に依れば闕所破をなせる女は奴となすとある。然らば奴刑とは如何なる刑罰であるかといふに、御定書の第百三條には、當人の身柄を希望者へ與えることとし、若し希望者なきときは牢屋内に拘禁して置くこととされて居る。

次に、御定書の第百五十條を見ると、男女が情死し雙方とも死に損じて存命ならば、三日晒の上・非人手下に處し、また主人と下女とが情死し、主人のみが存命ならば非人手下に處すると定めてあるが、ここにいふ非人手下といふ刑罰は、平人を非人の身分に貶下するのであつて、穢多彈左衛門が立會つて非人頭へその身柄を渡すものである。

次に改易刑といふのがあつた。これは武士が罪を犯した場合に免職の上、大小を渡し、宿へ歸りそれより立退かしめ、且家屋敷を沒收する（家財は沒收せず）。また村役人が法令に違反して加判したとき等にも矢張り改易が科せられて居る。

過料としては錢三貫文又は五貫文となつて居り、特に重きは拾貫文または二十兩・三十兩とその者の財産狀態に順ひ持高に應じて適當に定め、三日以内にこれを納めさせる。尤も至つて貧困なる者ならば過料の代りに手鎖の刑に處した（註一）。右の如く過料は現行法の過料と罰金とを包括せる概念であり、その額も場合によつて格段の差異があり得たわけであるが、その後、寛政十一年六月に至り(1)過料、(2)身上ニ應過料、(3)身上三分二又は三分一取上候程の過料、(4)家財家藏取上候程の過料、(5)小間に應じ過料、の五種に區別されるに至つた（註二）。かくして過料制度は次第に發達して行つたのである。

（註一）　明和九辰年十月十二日、評定所一座への『過料難ニ差出一もの手鎖之儀ニ付御書』には、すなはち、『都而過料申付候者之者、身上無之者ハ、手鎖ニ相伺候も有レ之、過料ニ相伺候も有レ之、區々ニ候、以來悴・下人等之類、身上無レ之者ニ而も過料ニ當り候者ハ過料申付、過料難ニ差出一ものハ御定之通手鎖可ニ申付一候、右之通、一統相心得、區々ニ不ニ相成一樣可レ被レ致候、』と見えて居る。

（註二）　寛政十一年六月、『過料取立方之儀ニ付申上候書付』における評定所一座の評議は五種の過料に就き注目すべき說明をなして居る。今その主要部分を引用すれば次の如くである。

一、過料

右者御定書ニ有レ之候通、三貫文・五貫文是迄之通申付可レ然候、

一、身上ニ應過料

右者前書御定書ニ、重ハ拾貫文・又者貳拾兩・三拾兩其

もの之身上ニ隨ひ、或ハ村高ニ應し員數相定可レ申と有之、尤、村高ニ應と有レ之ハ一村江當り候咎ニ可レ有レ之、村過料者、是迄之通、百石貳貫文之割合ニ而申付可レ然奉レ存候、身上ニ應し過料之儀者、貳拾兩・三拾兩其もの之身上ニ隨ひ員數相定可レ申處、右身上割合之儀取極無レ之候而ハ、區之儀も出來可レ仕、依レ之地主・家持之分ハ、一ヶ年之地代家賃上り高家内人別之割合を以、其分限四分一餘之積り申付可レ然奉レ存候、

此四分一餘と申ハ、明和四亥年依田豐前守町方勤役之節之書留、本町三丁目大坂屋文藏一ヶ年之暮方分量凡四拾七兩程ニ有レ之、右之分限四分一餘之割合ニ而過料七拾貫文申付候趣ニ御座候、右者御定書ニ三分二・三分一之過料と申名目有レ之、身上ニ應し過料と有レ之候上ハ、三分二より輕、四分一餘ニ申付候儀と相聞、於ニ趣意一相當之儀ニ奉レ存候、

且、右者家持之儀ニ而、延享二丑年島長門守・能勢肥後守江店借之身上ニ應し過料之儀御尋有レ之候節、家内人別之暮方を積り立、身上宜ものハ貳拾貫文、輕ものは三貫文之過料申付可レ然趣申上候書留有レ之候間、店借之ものハ右之趣を以過料申付候積り、

一、身上三分二又者三分一取上候程之過料

右者御定書御仕置仕方ヶ條之内、田畑持高之内三分二、又者半分、或者三分一取上候過料御定有レ之、三分二之過料者、壹反歩ニ付五貫文、三分一可ニ取上一分ハ壹反歩ニ付貳貫文と有レ之候得共、江戸町方并田畑無之レ者之割合ハ無一御座一、是又前ヶ條之割合を以、過料申付候積り、

一、家財家藏取上候程之過料

右者見分之もの差遣、屋敷地面ハ除、家藏家財を入札爲レ致、右當ヶを以過料取上ケ、家藏無レ之ものハ御定之通、身上ニ應し五貫文・三貫文之過料申付候積り、

一、小間ニ應し過料

右者博奕三笠附いたし候もの之地主・名主・家主・五人組・兩隣者、御定之通申付、其外家並之もの共も、御定之通、過料三貫文宛申付、右家並家主五人有レ之候得者、過料高合拾五貫文に相成候、此拾五貫文を小間江割付、小間壹間何程ニ相成候、其小間分を向側家主銘々之小間江割掛、何程ニ極取立候積り、右之趣ニ相極置候樣可レ仕候哉、其節々之取計ニ相成候而ハ區之儀も御座候間、此段奉伺候、以上、

ところで、右の最後の小間過料であるが、これは天保十年十二月に至り取扱方を改めて、次の如くすることに評定所一座評議上申し、認許された。曰く、『……今般一座再應評議之上、度々之先例等をも取調、以後博奕打家並向側とも、家主店貸之無一差別一過料申付、右取立方之儀、御定書之通、家並壹人江過料三貫文申付、假令ハ五人有之レ候得ハ拾五貫文ニ相成、右五人之もの并主謀兩隣共間口合拾五間有レ之候得ハ、小間壹貫文ニ相成、右壹貫文を向側小間一

間之過料高ニ極、間數ニ應し取立候樣極置候ハヽ、御定御文言ニも振不レ申、書面も解安く、以後區之取計も出來申間數可レ然哉ニ奉レ存候、右者一旦申上置候趣ニ拘り候儀ニ付、此段相伺申候、以上、』と。

次に死骸刑とでもいふべき刑罰があつた。これは文字の最も眞正な意味において死人に鞭撻つものであつて、御定書の第八十七條に規定するところに依れば、重科人の死骸を鹽詰にして刑を加へることとし、これに該當するものとして主殺・親殺・關所破・重謀刑の四つが擧げられて居る。これらは最も憎むべき犯罪とされて居つたから、應報刑主義が極度に發揮せられたわけである。

僧侶に對する特別刑としては追院・退院・一宗構・一派構の四種があつた。先づ追院は『住居之寺江不ニ相歸一、申渡候所より直ニ拂遣ス』ものであり(註三)退院は『住居之寺を可レ退旨申渡』す刑であり、一宗構はその宗旨、例へば當該僧侶が眞言宗の僧侶ならば、爾後、眞言宗の僧侶たることを禁ずるものであり、最後の一派構は、例へば當該僧侶が眞言宗東寺派の僧侶ならば、爾後、同派の僧侶たるを許さず、併しそれ以外の宗派例へば眞言宗善通寺派の僧侶たるは差支なしといふが如くである。

それから御定書では二重御仕置といふことが規定されて居る。これは一個の犯罪に對して二重の刑罰が科せられるものであつて、例へば役儀取上・過料、過料之上・戸〆・手鎖、敲之上・追放・所拂、入墨之上・追放・敲といふが如くである。

(註三) 天明七年の制に依れば、僧侶が追院江戸拂等になつた際の處置方法として次の如く行はれて居る。これは天明七未年十月二日、羽洲風間村高禪院學禪同人弟子智明を處罰した節のことであるが、

一、追院ハ袈裟を取、砂利江下シ爲レ引候、袈裟ハ拂場所ニ而相渡候、

一、江戸拂、同拾里四方構ハ、袈裟を取、砂利江下し、衣之上江繩を懸、拂場所ニ而袈裟相渡候、

となつて居る。僧侶の生命ともいふべき袈裟に對しかくの如く奇異なる取扱ひをなすところに、僧侶に對する特別刑としての意義を持つて居ると謂ふべきであらう。

上述せる死刑以下の各種の刑罰の內で特殊の者には適用されないことがあつた。例へば御定書の規定に依れば、(1)伊勢山田の御神領においては、磔・火罪・獄門等の死骸を晒すことを行はず、(2)盲人は、遠島、追放等に成るべき科は親類へ預け、居村以外へは猥りに徘徊すべからざる旨を申付ける。(3)座頭は惣錄へ犯罪の次第を申

し聞かせ、座法——すなはち座頭仲間の慣習法に依つて處置すべき旨を申し付け、裁判所は何ら刑罰を宣告することをなさないのである。(4)非人は穢多彈左衞門へ渡し、適當に處罰すべき旨を命ずる。但し、遠國非人はその所の穢多頭へ處罰すべき旨を申渡す。蓋し、非人の間においても亦それ〴〵一定の慣習法があるからである。

ところで、座頭に對する刑罰はその仲間の慣習法に委ねられて居たが、安永八年十一月に至り評定所一座は評議の上、次の何如き上申をなしたところ許可になつて居るから、これは座頭刑法として注目すべきものである。

今その要旨に依れば、(1)座頭處罰の定法は、惣錄へ犯罪の實狀を下知し、座法——座頭仲間の慣習法——に依り處罰すべき旨を申渡すこととなつて居るのみで、死罪以上・以下の差別は無いけれども、惣錄の申立てる趣によると、死罪以上は盲人の力に及ばないから、お上において處罰を願ひたき由に付、死刑以上の者はお上の方で處罰致したい。尤も、非人の處罰に付ても御定書には穢多彈左衞門へ渡し相當の御仕置をせよと申渡すことになつて居るけれども、遠島以上はお上において處罰し、遠島以下は彈左衞門へ渡し相當の處罰をせしめることになつて居るのであるから、座頭でも御仕置の儀も、死罪以上はお上にて處罰する儀はあるまじくやに存ずる。尤も、右の趣にては座頭共も遠島以上はお上において處罰せられても宜しいかの如くであるけれども、盲人のことであるから島流しにしては生活出來ないであらうから、やはり死罪以上はお上にて處罰されたがよいと存ずる。(2)死罪以下でもお上において處罰した例もあるが、しかし、それは場合によるべきであるから、死罪以下はお定めの通り座法によつて處罰すべき旨を申渡し、身柄を惣錄へ引渡すべきことになつて居たところ、今般、惣錄の提出せる書面の趣によれば、座法においては定まりたる刑罰が無く、事件のありたる都度、職・十老等の評議の上にて刑罰を定めるといふ風に區々になつて居るので、惣錄の提出せる座法刑罰の箇條書につき相談したところが、元來盲人のことであるから追放・構場所等、武家・出家等の構國にては住所を定めることも成り兼ね、檢校・勾當にても闕官申付ければ無官の座頭であるから、百姓町人の構國にて缺所に準じて重・中・輕追放刑に分つがよろしからうか。しかし町人百姓と違ひ、琴・三味線・針治・導引を以て生活せる者故、江戶は勿論、京・大坂を徘徊しては高位の者への交はりをなすにあたり、咎を受けたる身分にては不相當のこともあるから、武藏一國の外、山城・大和・攝津などは輕重により徘徊する

ことを禁ずべきである。それで次の如く定めた。

(イ) 遠島にあたる刑は、親類へ永く預け押込み置くべきであるけれども、江戸などは國々より修行に出掛けて來て段々出世し財産を作れる檢校・勾當・座頭どもが多い。もとより恐らく彼等の親元は貧乏なものであるから、右の通りにて惣錄の取計ひにては行屆くまいと思ふから、告文・裝束取上げ、闕官不座申付け、江戸拾里四方・武藏一國並に山城・大和・和泉・攝津及び生れた國と犯罪ありたる國とから追拂ふべきこと。

(ロ) 重追放に當る者は、檢校・勾當以下とも告文・裝束を取上げ缺官不座申付け、江戸拾里四方・武藏一國竝に山城・攝津・生れた國及び惡事の國を御構ひ場所として追放すること。但し、この場合は(イ)と同じやうに當人名儀の田畑家屋敷家財を沒收する。

(ハ) 中追放に相當する者は、告文・裝束を取上げ、闕官不座申付け、江戸拾里四方・武藏一國竝びに生家・惡事の國を御構場所として追放する。但し、當人名儀の田畑家屋敷を沒收し、家財は許される。

(ニ) 輕追放に當る者は、告文・裝束を取上げ、闕官不座申付け、江戸拾里四方並に生國・惡事の國を御構場所として追放する。これは(ハ)の場合と同じであるが、ただ田畑のみを沒收する點において異つて居る。

(ホ) 江戸拾里四方追放に當る刑は、日本橋より四方へ五里宛、並に生國の居村を御構場所として追放する。

(ヘ) 江戸拂に當る刑は、品川・板橋・千住・本所・深川・四ツ谷大木戸より內、並に出生の村・惡事の村を構ひ追放。

(ト) 所拂に當る刑は、在方の者は居村を、江戸の者は居町を、拂ふのである。

座頭の犯罪ありたる場合には、今後は以上の定法によつて處置し、同時に從來からの仲間慣習法を用ひること勿論であるが、しかし、かやうに定めて置いても犯罪の種類により、遠島以下の刑でもお上にて處罰を申付けることもあり得る、といふことが明確に留保されて居るのである。

以上述べ來りたるところの外、武士には特にその名譽を重んじて切腹の刑を科し、また僧侶の或種の犯罪は身柄を本寺觸頭に引渡して寺法により適當に處置せしめる等のことが行はれて居り、更にまた鄕村においては村自身が各種の制裁——中には嚴密な意味における刑罰とは謂ひ得ないものもあるが——を行つて居るのである(註四)。が、いづれにしても、御定書に見えたる德川刑法における刑罰の概要は大體上述の如くである。

(註四) 村が制裁を行つたことに付ては、竹內利美氏『村の制裁』(社會經濟史學、第八卷第六號・第七號)參照。

結論として、德川刑法における刑罰が如何なる性格を有して居たかを見るに、祕密法主義の現はれとして、一體いかなる刑罰があり、また如何なる犯罪には如何なる刑罰が科せられるかといふことは、一般國民に公示されなかつた。しかし、御定書の第百三條には現行刑法第九條におけると同じやうに刑罰の種類を列擧してあり、また各條においても犯罪と刑罰とがそれ〳〵定められてあるのであるから、糺問主義刑事裁判が行はれて居つたとは謂へ、裁判官たるものが勝手に刑罰を御定書所定以外に創造して科することは許されなかつた。この點においてわが中世の武家刑法と異るものがある。だから、われわれとしては、そこに刑制の極めて注目すべき進歩のあることを看逃してはならないと信ずる。

刑罰は應報主義に依つて科せられ、現代人の眼を以てすれば誠に殘忍酷薄だと思はれる各種の酷刑が平然として行はれ、殊に、姦通・尊屬殺・盜犯・放火の如き破廉恥罪に對して最も重い刑罰を科して居るのに注意を惹かされる。これは古代法に共通するものだと謂ひ得る。しかし、反坐の制度は纔に放火犯においてのみ見られるに過ぎず、一般的制度としては既に消滅して居る點に特徵があり、他方、連帶制度が廣く行はれて、犯罪人と血緣的・地緣的乃至職務的に一定の聯關を有する者は連帶して刑事責任はを問はれ、また親の刑罰を子が相續するが如きことも行はれて居る。しかして、應報主義の一面に豫防主義——威嚇主義——も行はれて居らないのではなくて、彼の晒・引廻しなどはその一例だと謂ひ得るが、これが支配的原則であつたとは謂ひ得ない。

ところで、この時代の刑罰は死刑と追放刑とが本體であつたために、牢屋に拘禁する自由刑は殆んどその必要をみず、纔に牢舍・永牢等の禁錮刑が稀に行はれたに過ぎず、從つて牢屋は原則として未決監であつたのである。それから、死刑や或種の追放刑等には財產の沒收刑を當然に隨伴して居るが、それらは犯罪に何らの關係が無くとも沒收して居る場合が普通であるから、これは矢張り應報主義の一顯現であると見るべきであるし、現行刑法第十九條などと全く考へ方を異にして居るのである。

次に、刑罰が身分によつて必ずしも同じではなく、武士・神官僧侶・百姓町人・盲人・穢多非人たちによつて區々の取扱ひをなして居たことは、法律の前における萬人平等主義が未だ實現されて居らなかつたことの當然の產物である。更に又、わたくしは前に、刑罰が御定書に定められてあるといつたが、しかしそれが近代的な罪刑法定主義に基けるものではなくて、單なる裁判上の便宜手段に過ぎないものであることを、ここに特に斷つて置かねばならぬ。

刑の執行猶豫に關する規定はないが、時効の制度があつたことに興味を覺える。すなはち、御定書の第十八條、には『舊惡御仕置之事』に關して、(1)逆罪のもの、(2)邪曲にて人を殺したるもの、(3)火附、(4)徒黨殺し人家へ押込みたるもの、(5)追剝並に人家へ忍び入れる盜人、(6)すべて公儀の御法度を背き、死罪以上の科に行はるべきもの、但し公務に關して私欲・押領いたしたるものは輕微な事件でも相應の咎めあるべきこと、(7)犯罪ありて搜査中のもの、——以上の七つは犯罪後年數が經つて居つても、これが處置に付ては伺ひ出づべきであり、これ以外の科は一旦罪を犯してもその後一度も罪をなさず惡事を行はなければ、十二ケ月以上は舊惡として處罰しないこととなつて居るのである。但し、犯罪後十二ケ月以内より取調に着手し、十二ケ月以後に取調終了したるものは舊惡として取扱はない、換言すれば、刑の時効を認めないのである。從つて、上揭七つのもの以外の普通の犯罪はすべて原則として時効の適用を受け得たわけである。しかして、これは刑罰の種類によらずして犯罪の種類によつて分類されて居る點で現行刑法第三十二條と全然異つて居るわけであるが、同時に、そこに幕府法が如何なる種類の犯罪を重視して居たかが明白に窺ひ得られるわけである。

尙、現行刑法では刑罰を總則編に置き、犯罪を第二編に廻して居るのであるが、德川刑法はこの反對に犯罪を先にし、刑罰を最後に一括して揭げて居る。これは、前者が罪刑法定主義の思想に立脚して居るに對し、後者は犯罪あつての刑罰なりといふ日本固有法特有の現實主義的性格の示現であると考へられるのである。この點は中古の律の編成とも異つて居る。

これを要するに、御定書百箇條に見える刑罰規定は、その刑罰の種類において未だ古代法的な殘忍なものがあり、且つ又、祕密法主義が採られて刑罰法規を國民に科したのであるし、從つて又、罪刑法定主義の原則が積極的に意識されるに至らず、糺問主義的刑事裁判のもとに被告人の『人格權』などを毛頭考へることなくして刑が宣告せられたと共に、應報刑主義と關聯してその刑罰は矢張り犯罪人に苦痛を與へるを目的となし、その改善を考へて居らなかつたのである。

しかしながら、祕密裡にではあつたけれども刑罰の種類は法定せられて居り、如何なる犯罪に對しては如何なる刑罰を科するかも先例および御定書の規定に依つてほぼ明かになつて居り、從つてそこに普通考へられるほどの裁判官の專壇が行はれたのではない。少くともこれを前の時代に乃至德川初期に比べるならば格段の相違であると謂はねはならぬし、時効の制度が行はれて居たことをなども矢張り注目すべきであつて、要するに德川刑法における刑罰は近代的刑罰への一道程に在つたことだけは十分に考へ得られるのである

（完）

滿洲國監獄作業運營の方法（一）

——監獄特別會計運用の事務的手續——

林　英雄

目　次

はしがき
第一　作業施行計畫
第二　作業打合會議
第三　司法本部の活動
第四　作業章程の特異性
第五　會計事務章程の特異性
第六　資金の運用に付て

はしがき

滿洲國の行刑制度は監獄特別會計を實施し作業の企業的經營を爲すところに特色がある。監獄特別會計制度の可否に付ては議論が存するであらう。又企業即ち利潤の追及が行刑教化と背反するものとして我が行刑制度の企業化を嘆くものがあるかも知れない。併し建國後十年、而も康德四年（昭和十二年）特別會計實施後急激に發展し兎も角も今日の行刑を建設するに至つた原動力は何といつても特別會計をとり作業を重點として行刑を運營して來た賜といつても過言ではあるまい。

本稿はこの特別會計に依る監獄作業運用の實際的手續の概略を紹介せんとするものである。特別會計制度が我が國行刑制度の特色とすればこの手續に於て其の特色が表明されてゐると言へるであらう。家內工業より工場經營へ、大福帳システムより簿記システムへが我が國監獄作業の目標である。それは一般社會に於ける同業者と伍して利潤を擧げて行く爲には我が國「監獄作業經營の社會化」を計らねばならぬ結果であり、この解說の中で「經營方法の社會化」を知つて頂ければ幸甚である。

勿論この手續を以て充分なりとするものではない、むしろ作業章程、會計事務章程の如きは各監單位の經營時代のものであつて現在の本部中心經營に副はない點が多く改正の要が叫ばれ近く其の實現を見る豫定である、併し本稿は現在の規定に基いてゐることを諒承せられ度い。尙豫算其の他作業の數字的發表

刑政第54巻第9号
矯正図書館

は一切發表を禁止せられたので作業成績等の具體的發表を差控へたことも併せて諒承せられ度い。

第一　作業施行計畫

作業經營の出發を爲すべき作業施行計畫に付ては、會計事務章程第二十八條に於て監獄長は翌年度歳入歳出の豫定計算書二通を調製しこれを六月末日迄に司法大臣に提出すべきことを命じ、更に、豫定計算書には(一)作業施行計畫書(二)豫定貸借對照表(三)豫定損益計算書をも添附すべきことを明示してゐるのである。

卽ち各監獄に於ては指示せられたる要項に基き翌年度の作業施行計畫書を作成しこれを六月末迄に本部へ提出することを要する。本部はこれを調査したる後八月末日迄に豫定收入報告書及豫定經費要求書を調製し閣務總理大臣へ提出し翌年度豫算の要求と爲す。

かくて折衝の後、翌年度歳入歳出總豫算が編成せられるのであるが、これが決定を待つて愈々本格的な來年度の作業計畫が樹てられるのである。計畫樹立といつても單に各監の既存業種の生産力を埋め合はすには如何にすべきかといふ點に止まることは許されない。我が國の監獄作業は未だ發展の途上に在るので未だ伸ばすべき餘地が充分であり又各監の既存業種も必ずしも適當のものではないので之を再檢討して統合を爲さねばならず、且又監獄作業の經營方針等に付ても國策の進展と共に之に卽應せしめて行かねばならぬ。從つて計畫は國家企業たる監獄作業をして行刑政策の一部門として其のあるべき地位に置き以て其の能率を最も効率に發揮せしむる爲には各監の作業を如何に編成し其の內容を如何にすべきかを決定するに在る。從つて作業計畫の樹立は本部の最も重要なる機能であり之が爲には監獄作業を凡ゆる觀點から檢討して其の歸趨を定めねばならない。康德八年度の計畫の樹立に當つて本部側の準備せる事項は次の如くである。

第一、基礎的調査

一、各業種の本年度の受註見込數量の調査

1　見込數量と其の相手方並其の確實性の程度
2　本部受註見込と各監の受註見込量
3　受註見込量と現有生產力との關係（過不足）
4　受註見込數量の各監への割當

二、各業種の將來性の檢討。この場合基準とせる要點は左の如くである。

1　市場性　一般市場に於ける需要供給の關係、一般業界に占むる監獄作業の地位と民業との關係等
2　收益關係　既往の成績卽ち工賃貸借差並資金の回轉率等を調査して其の將來性を勘案する。
3　國家的主要性の程度　當該業種の現在國策上必要とせらるゝ程度。
4　監獄作業として經營管理上の難易　企業經營としての監獄作業の特殊性　卽ち勞働者の特異性（强制勞働なること。自由を拘束せられ居ること、刑期に長短あり將來釋放せらるゝものなること。老幼あり、技術習熟は巧拙あり健康狀態にも甲乙あること等）を綜合しこれに適當なるものなりや否やを勘案する。
5　行刑上よりの適否　拘禁、敎化、保健衞生等より檢討して其の業種の適否を檢討する。

三、新設作業の計畫。既存の業種以外にして監獄作業として適當なるものありや否を研究調査して新設すべき價値ありや否やを檢討する。

四、各監の經營狀態の檢討

1　同一業種の各監に於ける經營狀況の比較檢討
2　各監の立地的條件の調査
3　各監の收容力、工場と作業との均衡
4　各監に於ける現行業種の適否の檢討（治安狀況、監獄の特異性と業種との關係）

五、各監に於ける機械器具、收容力、工場、技術者の現在數と其の過不足及技術受刑者數と其の消長の見込の調査。

六、不就業受刑者の消化對策の研究

1　作業施行監獄に於ける不就業者の消化方策
2　無作業監獄に於ける受刑者の消化方策

七、經營管理、勞務管理の改善方策の調査

第二、計畫案の樹立

一、業種の廢合。基礎的調査に基き各般の事情を綜合して各監の各業種に付き新設廢合擴張縮少を決定す。

二、各監に於ける來年度作業實施計畫案の作成

1　收支豫定の作成（各監各業種）
2　工場機器の新設異動等の決定
3　作業職員（技術者、傭人、計理官等）の採用、配置替の豫定決定
4　受刑者の移送計畫案の決定

イ、新設廢合による受刑者移送計畫の決定

ロ、年間中の受刑者移送案

5　作業分賦の豫定案の作成

本部よりの分賦量と各監の受註との範圍決定

右の如き準備を爲して本部側として一應の成案を得ると共に之を現地側に開示して之に對する意見を求め且現下の時局に處すべき監獄作業の態度並監獄作業運營の方針等を現地に明かにする爲め昨年十二月中旬各監の副長及作業科長を召集して會議を開催し且現行業種に付て相當廣範圍に亘る改廢統合を決定した。各監はこの方針に則り決定された範圍內に於て再度實施計畫を樹て之を携行して新年度頭初の作業打合會議に臨むことにしてゐる。

尙昨年十二月の會議の席上行刑司第一科長より指示せられた監獄作業の根本方針の要旨は次の如くである。

時局と監獄作業

日獨伊三國同盟の成立と共に日本と一體不可分の關係に在る滿洲國も亦新しき段階に入り高度國防國家體制の建設は現在の至上命題となり凡百の施策は之を重點として再編成せらるゝことゝなつた。之が爲に重要基礎產業の急速なる整備を必要とす

るに至り國内生産力及勞力の問題は劃期的な段階に入ることとなつた。卽ち從來の如き勞力の華北依存を脫却して國内勞働資源を確保して其の質的向上を計り以て生産力の高揚を期することが民生の安定、國防國家完成の爲に絶對的に必要となつた。かかる狀勢下に於て國内に安定せる相當の勞力を有し數業種に付ては國内生産力中優位を占むる監獄作業が時局の要請を受けて注目せられ新しき使命を負ふことになつたのである。これが監獄作業の現在の地位である。刑務職員たる者は現下の時局と監獄作業の地位とを眞に體得して囚人勞力を最も合理的に活用し其の生産力を最高度に發揮する樣努めねばならぬ。これが現下の時局に對する監獄作業の國家的使命である。惟ふに監獄作業の目的は單に高揚を計るに止まらず更に、囚人敎化の使命を遂行せねばならぬが、此の二目的は背反するものではなくて歸一するものである。卽ち囚人の性格を培ひ之を愛撫すること、換言すれば其の人間を育成することに依り始めて其の生産力の向上を計ることが出來るのである。最も合理的な勞務管理を爲す事が囚人の敎化にして同時に生産を增加して現下の國策へ寄與する所以である。監獄作業は單に特別會計だけのものではない。況や囚人の勞力を搾取して收益を擧げんとするものでもない。實に國家生産部門の必要なる單位であり、滿洲國民育成の實踐的方法である。國家の此の新事態と之に處すべき監獄作業の眞義とを克く認識せねばならぬ。

康德八年度監獄作業運營方針

高度國防國家體制ノ整備ハ現下我ガ國國策ノ重點ニシテコレニ

第四　監獄作業ノ生產力ノ昂揚

必要ナル生產力擴充ハ從來ノ對外依存ヨリ脫却シテ、國内生產力及勞力ノ確保培養ニ移行シツツアル情勢ニ在リ。國内ニ於テ安定セル相當ノ生產力及勞力ヲ有スル監獄作業モ亦コレニ卽應シテ運營スルノ要アルヲ以テ本年度ニ於テハ左ノ如キ方針ニ則リテコレヲ運營セントス。

第一　國策上重要產業ヘノ協力

從來第二松花江發電工事ニ多數ノ囚人ヲ使役シテ其ノ建設ニ協力シツツアルガ本年度ニ於テモ之ヲ續行スルト共ニ更ニ鞍山ニ分監ヲ新設シテ多數ノ囚人ヲ使役シテ昭和製鋼所ノ鐵石採取事業ニ從事セシメントス。

第二　生活必需品ノ國内生產ニ努メ低物價政策ニ寄與セントス

監獄作業ノ主要製作品目タル被服、靴、軍手軍足、石鹼等ノ生活必需品ニ付テハ最近國内生產ヲ要請セラレツヽアル情勢ニ鑑ミ監獄ニ於テモ此等ノ物品ノ增產ヲ計ルト共ニ監獄作業ノ國家企業的性質ヲ利用シテ適正ニシテ低廉ナル價格ニ依リテ市場ニ供給シ以テ低物價政策ニ寄與セントス。

第三　軍需品、官需品ノ製作供給ヲ計ル

從來監獄作業ノ内木工業、印刷業、防具業ノ如キハ主トシテ軍需品ノ製作ヲ對象トナシ來リタルガ更ニ本年度ヨリハ此等ノ外石鹼ノ副產物タル「グリセリン」ヲモ軍需品トシテ供給セントス。又官需局ト協定シテ其ノ配給スル被服、木工ニ付テハ監獄ニ於テ製作スルコトトナリ居ルガ更ニ本年度ニ於テモ其ノ協定ニ遵ヒ之ガ完遂ニ努力セントス。

1. 同一業種ハナルベク之ヲ集中シテ施行監獄ノ數ヲ減少シ經營ノ合理化ヲ計ル。
2. 勞務管理ノ適正ヲ計リ生產能率ヲ向上セシム。卽チ工場管理、囚人ノ技術養成訓練、衣類及榮養ノ改善、福利並ニ精神的敎化ノ適正等ニ付テハ特別ノ研究實踐ヲ行ヒ以テ囚人ノ生產能率ノ積極的向上ヲ計ラントス。
3. 技術指導者ノ能率發揮。優秀ナル技術指導職員ノ採用、訓練養成ニ力ヲ注グト共ニ之ニ技術指導者トシテ適當ナル地位及權限ヲ附與シ以テ技術的訓練ノ效果ヲ發揮セシメントス。
4. 不就業囚人ノ消化方法ヲ講ズ、現在監獄ニ於テハ所在地作業上ノ都合、罪質、刑期體質等ノ關係ヨリ未ダ作業ニ就カシメ得ザル受刑者尙約五千人ヲ算スル狀況ナリ。仍テ不就業者ハナルベク作業施行監獄ニ移送シテ就業セシムルコト、作業能力薄弱ナル者ニ付テハ輕作業ニ選定シテ之ニ就カシムルコト、病弱者ニ付テハ可及的早急ニ其ノ恢復ヲ計ツテ就業復歸ヲ企圖スルコト等ノ方策ヲ講ズ、尙未決拘禁者ノ請願作業ニ付テモ其ノ就業方策ヲ講ゼントス。

第五　監獄作業ノ活動分野ヲ明定シ民間業者トノ競合ヲ規整セントス

現在監獄作業ハ數業種ニ付テハ全滿一ノ生產力ヲ有シ尙餘ノモノモ亦優位ヲ占ムルニ拘ラズ之ヲ民間業者ト同一ノ立場ニ置ク結果之等民間業者ト競合ヲ生ズルニ至ルハ國營企業タル監獄作業トシテ適正ナラザルノミナラズ其ノ運營上亦支障尠カラズ。其ノ活動ノ分野ヲ明定シテ民業トノ競合ヲ規整スルノ要アリ。仍テ監獄作業ノ業種及製品ノ供給先ヲ確定セントス。

第六　行刑機構ノ改革整備

從來監獄ハ拘禁ヲ主トシテ構成セラレ居ルモ其ノ作業ノ生產力亦上述ノ如クニ至レルヲ以テ之ニ卽應シテ其ノ機構ヲ改革スルノ要アリ。仍テ監獄作業經營ノ中心的地位ニ在ル司法部行刑司ノ機構ヲ擴充强化スルト共ニ各監獄ノ機構ヲ改革セントス。

第七　特別會計ノ財政的基礎確立ヲ計ルコト

我ガ國行刑ノ特色タル特別會計制度ハ未ダ其ノ財政的基礎不安定ナル爲メ行刑上幾多ノ支障ヲ來シツツアルヲ以テ特別會計實施ニ必要ナル諸方策ヲ研究實踐シテ其ノ基礎ヲ確立セントス。

第八　重點主義ノ採用

建設ノ途上ニアル我ガ國行刑ハ從來ト雖モ重點主義ヲ採ラザルヲ得ザリシモ現下ノ國家情勢ト豫算トハ更ニ之ヲ强化スルノ必要ヲ生ゼリ、仍テ來年度ニ於テハ作業施行上主要監獄ニ重點ヲ置ク。

第九　本部現地ノ一體化

統制經濟ノ强化ハ本部ト各監トノ機能ヲ變質セシメ兩者ノ一體化ヲ計ルニ非ザレバ作業施行ハ困難ナルニ至リタルヲ以テ來年度ニ於テハ更ニ其ノ緊密化ヲ計ル諸種ノ方策ヲ講ゼントス。

第二　作業打合會議

作業打合會議は該年度に於ける經營上の各種の打合せ即ち本部竝に現地の責任者が一體化して該年度の生産計畫を討議しこれに必要なる人的物的の新規要求を認め各監各業種毎に作業收支豫定表を編成する會議である。

作業打合會議は毎年一月早々司法大臣の名に於て作業施行の各監副長竝に作業科長を各監獄毎に日程を定め逐次本部へ招致する。本部側よりは行刑、人事、會計等關係者出席し、現地は豫め準備して携行すべく指示せられたる次の如き書類を携行して之に臨み本部は亦別に本部の立案したる施行計畫書を以て之に列し相互に比較討議し、玆に決定せられたる本年度の歳入歳出豫算を確保實行するために各監に於ける經營の具體的方法も打合せするのである。

一　康德　年度作業收入豫算内譯

業種名	就業延人員	一人當				收入豫算額
		材料素品費	間接費	工賃	益金	計
計						

二　康德　年度作業施行計畫書

（會計事務章程第四號書式附表一參照）

業種名	收入豫算額	支出豫算額	支出豫算内譯									
計												

各監別收入豫定額明細

業種名	需要先	注文ノ概略	數量・金額	備考

作業用機器設備費調

業種名	機器名	型式、規格	數量	單價	金額	備考

監獄會計事務章程第五號書式附表三參照

康德　年度　豫定貸借對照表

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
固定資本	円	固有資本	円
貯藏品		本部勘定	
作業收入		未拂金	
未收金		損益	
合計		合計	

康德　年度　豫定損益計算書

利益 科目	金額	損失 科目	金額
作業收入	円	作業費	円
作業收入		俸給	
作業收入		作業費	
		固定資本減價償却費	
合計		合計	

康德八年度に於ける行刑司第一科長の作業打合會議に於ける注意事項竝に會議の順序を次表に示して大體の作業會議の概略を表示したい。

刑政第54巻第9号
矯正図書館

戒護の綜合體制に就て

大川新作

〔一〕

國家生活の全面に亘る綜合的計畫は東亞新秩序を建設する高度國防國家の必然的要請である、行刑も亦此の新なる國家的要請に應じあらゆる部面に眞摯なる再檢討が爲されるであらう、殊に行刑の中樞を爲せる戒護に於ては、自由主義的な傳統の殼を破つて綜合的な新しい、戒護秩序の創造が企てられなければならない。

戒護の意圖するところ固より監獄保安の維持にあること贅言を要せず、然れ共此の戒護により如何なる保安が維持されるかは、現在の戒護に於ける最も重要なる意義を有つものと云はなければならない。

凡そ戒護には分離した二つの層を見ることが出來る、卽ち戒護者層及被戒護者層である、此の分離した二つの層は常に異つた方向と而て異つた性格をもち、監獄全體保安の上には何等の有機的な連繫も持つて居ないのである。而も被戒護者層は夫れ自體、秩序の自律性を有たない雜然たる個人的集合體としての存在である。

そこには戒護のもつ眞の保安は期待することが出來ない。

監獄保安の隔離と矯正が過去の概念的な戒護により乖離した二つの層を釀成し、常に威嚇により鎭壓し物的戒護により鍵と障壁を固め、謂ふところの人的戒護も物的戒護の副次的價値の存在となり、隔離に不安と暗影を投じ矯正に入間性を枯渇せしめた。

戒護の使命は必然此の二つの層を統合し全體保安の中に綜合的に吸收包攝されなければならない。然れ共被戒護者層はそのまゝ全體を渾然綜合さるべきものではない。

社會の保安は社會秩序の破壞者をして監獄隔離を必要とし、戒護綜合體は亦々適切なる獨居隔離を必要とする。そこに過去の物的戒護に依存しなければならない、威嚇をしなければならない被戒護者層のもつ保安のレベルは上昇し戒護綜合體の編成を可能ならしめるのである。

尙被戒護者層は橫の連繫に於て作られた協同體ではなくより高次の存在に對する縱の上下關係に於て全體としての綜合體を構成し、近世原理としての個人主義、自由主義、民主主義を超克して新體制の根本理念たる綜合主義及統裁主義殊に指導者原理に於ける指導と協力の上に新なる秩序が打樹てられなければならない。

〔二〕

現實に職場の上に此の綜合體としての戒護理念を如何にして展開させるか、試みに私は之を一つの簡單な組織體の中に盛つて其の經過を見ることにした。其の要綱は次の通りである。

戒護體制要綱

第一　工場及舍房は卽ち更生道場にして臣道に於ける行の實踐なり。

中核體
協力體

戒護課長 ― 戒護會議

管區長 ― 管區會議

工場當擔 ― 工場集會

班長 ― 班集會

二、機　構

工　場

1　**工場擔當は工場を管理し工場全班を統率す。**

1　**工場の指導推進員に用務者を充つ。**

用務者は擔當看守の意を體し班長を指導し自ら挺身實踐以て範を垂る。

用務者は擔當看守指導下に班長に對し左の事項に付回覽帳を使用す。

要協力事項

表彰事項

上意下達事項

下情上通事項

其他特に戒護に關する必要事項

1　**工場協力體として工場集會を附與す。**

本集會は擔當看守之を司會し、管區長其の他職員出席す。

本集會は用務者及班長を以て組織す。

本集會は每月一回休憩時間を利用して之を開催す。

集會事項

工場推進員に對する指導訓練。

實踐に關する諸問に應へ且つ實踐强化に關し意見の具陳。

各班の旬間實踐案を基礎として工場間實踐の單位なりとす。

第二　全體責任の下に自ら秩序を維持し戰時體制の一環を爲すの實踐を爲す。

第三　班は責任と實踐の單位なりとす。

第四　組織並に機構。

一、組　織

班

1　**班は工場作業役席を基準とし二十名內外を以て組織す。**

1　**班に班長一名を置く**

班長は二級以上より擔當看守の嚴選せる二名の中より管區長に於て指名す。

班長指名の際マークを付與す、マークは七分丸の白地に赤糸を以て班名を記し右襟に附す。

班長は擔當看守の意を體し用務者の指導下に挺身以て實踐以て班員の範を垂る

班長は班員に對し回覽帳を使用す(用務者回覽帳に同じ)。

1　班の協力體として班集會を附置す。

班集會は擔當看守司會し用務者出席す。

班集會は班員中二級以上を以て組織し、毎月一回休憩時間を利用開催す。

集會事項

實踐に關する諸問に應へ且つ實踐强化に關し意見の具陳を爲す。

工場旬間實踐案を決議す。

右集會事項は擔當看守決裁の上重要事項は部長を經て管區長に報告す。

第四　實踐事項

一、五ヶ條の誓詞を實踐す。

吾等は鴻大なる君恩に感激し堅く盡忠報告を誓ふ。

吾等は常に規律に服し適法の精神を昂揚せん。

吾等は作業に勉勵し勤勞服國の誠を效さん。

吾等は殉國の英靈と戰線の將士に對し深く感謝を捧ぐ。

吾等は興亞の國策に順ひ忍苦鍛錬必らず良民に復歸せん。

一、毎月三旬に分ち特に左の旬間實踐事項を定め實踐す。

第一旬　被護課長訓達

第二旬　管區長訓達

第三旬　各工場決議

右は各食堂に揭示す。

一、行　事

朝

宮城遙拜

擔當看守に對する禮

旬間誓詞の朗誦

夜

就寢時の念唱

1　我等は今日一日の爲すべき行事を爲し終れり

1　我等は神明に對し瞻罪の貴き一日を果し新なる生命の感激に感謝す。

1　我等は就寢に當り一切を神明に任せ大安心を以て眼につかん。

食　事

食前の感謝

1　此の食物が食膳に運ばれる迄に幾多の人々の勞苦と神佛の加護によることを思ひ感謝致します。

1　德行の足らない自分達に此の食物を頂くことを過分に思ひます。

1　此の食物に貪る心、厭ふ心を起さず更生の爲に頂くことを誓ひます。

默禱靜肅に箸をとる。

第六　實踐の成績

一、成績優良なる場合は黑點を不良なる場合は朱點を夫々成績表に記入す。

一、成績の査定は凡ゆる場合に凡ゆる方法により得たる資料に基き管區長之を定む。

一、査定は其の連帶關係、班內に止まる時は當該班に限り、工場全體に及ぶ時は工場內全班に對し採點す但し輕度の場合は別に定むる工場點として採點す。

一、毎月當該工場班別成績表を各工場食堂に揭示す。

一、管區內全工場實踐班の一月分の成績を翌月初め順位を附し優良工場より回覽す。

第七　成績に依る處遇

一、管區內に於ては優良工場より、工場內に於ては優良班より夫れ〳〵其の衿持と名譽を擔ひ不良なる工場及班は其の責任を負擔す。

一、工場處遇

興亞奉公日の誓詞朗讀（成績一位の工場用務者）

興亞奉公日國旗揭揚（成績二位の工場用務者）

入浴（成績順）

ニュース回覽（成績順）

一、班　處遇

給貸與品其他の優先（成績順）

可能なる限り成績による班の席次を定む不良班は工場成績に對する自班の責任上自發的に便所掃除其他工場奉仕を爲す。

〔三〕

此の組織を實際工場に施行するに當つて、運用上數ケの重點を以て試みた。

個と全體との觀念を囚人生活の上に展開させることは本組織の基底を爲すものである。

近世民主原理の行詰りは個々の個體ばかりを强め全體としての統制を失ひ力を失つて個體の爲めに全體を犧牲にする結果となつた、新體制の指導者原理は多數の個人を包攝し綜合しつゝ、而も之を超越する所に國家又は團體の存在があるとされ、寧ろ全體を强める爲めに個人を强めんとするものである。

今日の凡ゆる生活の設計は個人生活の設計であるより全體の設計でなければならない。個人がその生活に於て社會に連る仕方に大きな變動が起つたと云はなければならない。

臣道實踐としての職能奉仕もよく其の指導者の指導に協力しつゝ之を爲すのでなければ全體としての有效なる職能奉仕を爲すことは出來ない。

個人の囚人生活が班乃至工場の團體的生活に編成されるに及び其の團體活動の單位である班に對し極力其の結合を鞏固にして行かなければならない。その爲めには結合能力限界の法則により小社會たる班を組成し尙結合の弛緩を防ぎ統制の强化を圖るため數の置換を爲す、古來數の置換に用ひられた方法は、デチミキエレンの方法即ち十人を一組とし其の中より一人を抽き出して統率せしむるのであつて、本組織の班員の數及班長は、之が一つの應用形態として尙將來への研究を殘すものである。

又他面班の意識を昂揚し自らの班を愛好し凡てを班と共にせしめ尙成績及處遇の運用により班の名譽と自覺に訴へ緊張の持續を期す。支配に就ては古來二つの支配形態即ちピラミツト型と水準型に分たる、支配力の强度と服從關係の水準化の度合とは正比例するとなし、より强く支配せんとするものはより多く服從者相互の關係を水準化せんとす。換言すればピラミツト型の支配に於ては支配者の放出する支配量が多くの中間支配者に分散するが故に最高支配者の手に達する服從量の剩餘が減少すると爲すのである、此の支配形態は同時に指導形態にも言ふことを得べし。

されど此の理論は獨裁主義に於てのみ

考へられるものにして指導者原理に於てはピラミット型の指導層を絶對必要とする。

私はピラミット型たる戒護課長、管區長、部長、擔當、用務者、班長、一般の形態に於ける統制指導を必らずしも薄弱とは考へない、つまり最高指導者に最も忠實なる指導的人物を適材適所に配することにより、最高指導者の指導力は中間者に於て分散することなく却て中間者の指導力を之に附加し逐次增强され協力層に達するからである。茲に於て管區長、部長、擔當及用務者、班長の選定は極めて重要である。囚人指導者の訓練は管區長自ら當り、役人と囚人指導者を家庭的關係の上におき兩者の間に血肉的交流を釀成せしめ、囚人指導者に對しても許されたる範圍に於て自己の創意と責任の下に職能が果され、斯て工場、班の活動が指導せられ、推進せられ此の指導に協力し全體としての綜合的活動がおしすゝめられるのである。

尙管區に於ては常に囚人生活の上に新な而も强靱なる指標を與へ之をグン〳〵擧張つて行くだけの實踐の新味と迫力とを用意しなければならない。

各々の囚人生活のどこかに一つの希望を持たせ、同時に戰時下に於ける國家、社會、家庭、工場、班を通して强烈なる自己批判を爲さしめ、且つ社會の動きに常に關心を持つべく仕向けらるべきである。

本體制運用と他の敎化機關との關係に付ては先づ廣義戒護に立脚し戒護をして行刑各般の基調たらしめ完全なる社會隔離の下に綜合的全體保安を確立、以て戒護萬全の上に凡ゆる敎化が施されることを要する。

〔四〕

本體制を施行してから丁度一年を經過した、今振り返つて大凡此の一年を三期に分つことが出來る。卽ち第一期は共同負擔と紀律の强化による過渡的反感、第二期は囚人指導層の得心による類化作用の過程としての服從、第三期は理解と自覺による協力の傾向である。

こゝには主として第三期に於ける若干の事柄に付數項に分ち陳べることにする。

全體責任による自律生活の馴致。

當管區は外掃、耕耘、營繕等の構外出役あり、之等釋放者より頻々として菓子煙草の投込あり、管區に於ては滿期者に事前の訓戒を爲し他面犯則關係者に嚴罰を以て臨みたるも容易に其の跡を斷つに至らなかつた本組織實施後漸減し第三期に入り全く其の影を沒した。彼等は初め同衆の因襲的な義理により行はれたるものにしてかなりの根强さをもち訓戒も懲罰もよく其の効を奏することが出來なかつた、後に共同責任自班の面目と云ふ樣なことより滿期者に對し班長及同房者が其の非を諭し熱心に飜意を促したる結果であつたことが分つた。

次に班內に於て一つの犯則或は班の成績に影響ある事態が發生した場合に極めて早期に而もスムースに同衆の手を通じ解決に導かれるのである。例へば之を見聞せる班員に於て班長に協議し、班長は其の輕重に應じ自ら處理し或は用務者に協議す、用務者は同じく輕きは自ら處理

し重きは擔當に申告す。

斯して一度朱點（罰點）に付されたる當該者は自班、同衆に對し責任上精神的に苦慮すること不尠其の多くは何ものかにより黑點（賞點）を獲得し以て責任の相殺を爲さんとするのである、管區に於ては之が黑點の機會に付特段の注意を爲すことを怠らない、而て右、朱點者殊に犯則者の豫後の統計は極めて良好であつた。それは異竟總合體下に於ける秩序の絶對性を自覺し生存のため自己の感情や行動を正しく分折內省することを餘儀なくされたためであらう。

團體生活による國民的自覺。

第三期に入つて各工場より國民的自覺による各種各樣の實踐決議が次々と申請された、尙此の裏には班或は工場の名譽並に贖罪と云つた樣な空氣が多分に動いて居たことを看取された。その二、三を擧げて見るならば、資材難に目醒め製素品の取扱態度改まり幾多の廢物利用行はる、殊に數年間死藏せる曲釘の再製を不工場全員の手により奉仕され僅にして總量二百餘の再製を見る等である。

簡米運動を起し食量等級を減ずるもの其の八割に及び强力作業のため減等の出來ないものは夫れ〳〵作業奉仕を願出でた。

誠意を表した。

靖國神社の臨時大祭に際し殆と全員獻金を願出た。

勞働が不足の折柄夜間延長作業或は免業日出役を願出るもの相次いだ。

團體生活による淘汰

第三期に入つても引續き共同生活不適者として工場より獨居隔離したるもの尠然の淘汰となつてあらはれたものに過ぎない。

如上の適正なる隔離こそ戒護綜合體を可能ならしむるものであり、又戒護綜合體の自營作用である。

役人と囚人の障壁。

役人と囚人指導層との障壁は第三期に入り全く除かれ逐次一般層に及ぼした。

囚人指導者を家族的關係の上に於て共に爲し共に眞情を吐露した、例へば早曉一緒に體操を爲し或は工場に彼等と機械を動かし共に製品檢査を爲し又は次々と各工場食堂に休憩時間の會合を繰返し、個人面接として身上相談を爲すうち、いつか互の心と心に觸れ合ふものを覺え正木博士の云はれた人と人との關係を囚人の上に味つたこうした中に人間のもつ夫れ〳〵の優れた良さを見出し假釋放の如き第一期の數倍に達し而も成績は決して不良ではなかつた。

殊に其の審査に於て從來の機械的な形式的審査を脫し初めて眞劍なる態度を以て臨むことが出來た。

囚人指導者に對しては假釋放たると滿期釋放たるとを問はず釋放時一人々々懇ろに家長として最後の訓諭を爲し釋放後の生活報告を約束した。

次々と寄せられる心からなる生々しい苦闘の生活記錄、或は役所や自宅を訪れて汗の結晶である郵便貯金の通帳を、給料袋を示されゝ時、最早役人と釋放者ではない。二つの心は肉親的情愛に結ばれ、彼等の生活の上に思ひを馳せ幸あれ

かしと祈るものである。

本組織を運營する上に回覽帳は相當大きな役割をもつた。

刑務所内のどこかに起つた善行は擔當から用務者に示達し用務者は自己の意見を附し回覽帖を以て班長に傳達、班長は同じく自己の回覽帖を以て班長としての意見を附し班員に傳達され又非行の發生した場合に於ても同樣回覽帖を以て傳達し尚囚人指導者たる用務者班長は日常回覽帖により自己の創意と責任の下に新なる班乃至工場の秩序が企てられるのである。

玆に一例を擧げれば、前記献金に付最初運搬夫一同より出願あり、仍て所長の決裁を仰ぎ直に回覽帖により、此の事實並に希望者許可の旨を管區長より部長に示達、部長は受持擔當に、擔當は用務者に夫々示し用務者は用務者回覽帖により班長に傳達、班長は班長回覽帖により班員に傳達、斯て一日後には殆ど全員何れも感激に溢れた決議文を添へ上申し來つた。

〔五〕

戒護の現狀に在つて如何にも秩序のない彼等の生活を眺め累犯者は手のつけられぬものと歎息をさせられた、勿論社會復歸と云ふ樣な大きな望みからではない。

過ぐる日大臣講演の一節に「今や一人の曝衣飽食を許さず又一人の饑人を出さず一と洵に非常時局を擔當する爲政者として衷心の叫びである、私は一國民として感銘深く肝に徹したのである。こうした緊迫せる戰時下に囚人の生活はどうであらう、食時になれば何の心配もなく暖い御飯を充分に食して尚殘飯を出し而も献立の不平を忘れない、衣類は平時と變りなく時衣を給與され、夜になれば一錢の宿賃の心配もなく蒲團の中に安眠が出來るのである、尚其の生活態度に於ても作業科程の難易や賞與金の計算に或は累進處遇の採點に乃至は紀律の寬嚴に如何なる態度を見、如何なる聲を聞くであらうか、又日々の生活にどれだけの犯則が行はれて居るか、吾々が一度此の塀を出て我が家に歸れば、そこには烈しい時代の波がひし〳〵と迫り極度の不自由と困難な生活の中に、國家總力戰の一環として、雄々しくも生き拔かなければならない。

顧みて吾人の職域奉公が、かゝる囚人の生活と離れて存しないことを考へる時洵に思ひ半ばに過ぎるものがあるのである。

戒護綜合體の全體保安への企圖は決して奇を好んだものではない。尠くとも現に戰爭をして居る國の囚人として、國家社會に對する最小限の自重であり、又同時に時務の推移に格段の關心を有たる、所長信任の下に數百人の累犯者を預る管區の責任者として萬民翼贊の小さな職能を實踐せんとする微衷からである。

終りに本體制の組織や機構に付ては未だ不整不備殊に法規の制約を受け意を盡すことを得なかつた。

この小さな體驗記により多少なりとも諸賢の御參考になるところあらば幸甚の至りである。

Criminology in Germany

Werner S. Landecker

ドイツに於ける犯罪學 (三)

五 社會學の見地に立てる研究方法

ドイツに於ては、クリミノロジーの分野に於ける社會學的研究は既に夙く一九〇二年に末賴もしいスタートを切つたのであつた。それは、其年に今日では古典ともいふべきグスターフ・アシヤフエンブルグ（Gustav Aschaffenburg）の「犯罪とその防遏」（"Crime and Its Repression"）の第一版が公にせられたのである。（アシヤフエンブルグは以前ドイツのケルン大學の精神病研究所の長であつたが、後ドイツを逐はれて、現在は米合衆國首府ワシントンのキヤソリツク大學（The Catholic University of America）の教授で、同時にマリーランド州ボルチモアのマウント・ホープ精神病受刑者收容所（Mount Hope Retreat）の精神病醫（Psychiatrist）を兼ねてゐる）。しかし、それ以來この種の獨自性を有つた研究は急に少なくなつたのである。アシヤフエンブルグのこの著書の據つて以て立つ基礎的な見地は眞箇に社會的と云へるものであつた。犯罪は人間の社會生活の產物である。只だ社會内にのみ犯罪は發生するのであつて、社會とのその關係から斷えず新しい營養を吸收してゐるのである。と彼は言ふのである。彼は更らに進んで犯罪の社會的原因を解剖してゐる。此等の原因の解剖の中で、彼は天候の季節上の變化、人種と宗教、都市と農村との環境、職業、アルコールの消費量、賣淫、賭博、迷信、經濟事情、並びに革命及びストライキの如き或る社會情勢の影響の下に於ける社會的活動及び條件の變動を論じてゐる。この社會的要因の解剖に次いで、犯罪の個人的並びに精神的原因を取扱つてゐて、最後に、犯罪に對する處置並びに豫防を論じて筆を擱いてゐるのである。故に、この著作は、犯罪研究の社會的方法によつて他に卓出してゐるばかりでなく、その研究の範圍と組織とに於てクリミノロジーに關するアメリカの教科書に似た所のある一ドイツ學者の著として目立つてゐるのである。

犯罪の分野に於ける最近の社會學的研究は甚だしくアメリカ型の研究の影響を受けてゐるのである。アメリカのクリミノロジーに於ける最近の傾向にドイツ學界の注意をふり向けしめたのは、フランツ・エクスナーの功績であつた。エクスナーは一九三四年に於けるアメリカへの旅行の際に合衆國に於ける犯罪

學の研究の傾向を知るに至つたのである。ドイツに歸つた後、彼は「アメリカ旅行に關する犯罪學者の報告」("Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika) ―Kriminalistischer Report on a Journey to America"―を公にしたが、この報告の中で、彼は犯罪に對する方策に於てドイツの合衆國より學び得る所のものゝ何物なるかについての問を起して、「刑法並びに刑事訴訟手續の部門に於ては學ぶべきものは何物もない。行刑處遇の部門では多少の學ぶべき價値あるものがある。而して、犯罪學上の研究方法の部門に至つては特に大に學ぶべきものがある」、と彼はこの間に答へてゐるのである。エクスナーがアメリカで特に多大の感銘を受けたものは、アメリカのクリミノロジーに於ける二つの特色であつて、その結果彼はこれをドイツの學界へ移し植ゑようと試みたのである。この二つの特色とは、犯罪の生態學的調査（ecological investigation）とパロール（假釋放）に於ける成否の豫斷の二つである。エコロジー（生態學）の線に沿ふては、エクスナーは、クリツホード・シヨウ（Clifford Shaw）のシカゴ市に於て行つた調査方法に倣つてシユンヘン市に於ける「犯罪地帶」（„delinquency areas"）の存在を證明すべきエコロジカル・スタディー（生態學的研究）を試みたのである。しかし、その結果は失敗であつて、ドイツに於けるかゝる研究の創始者たるエクスナーは、ミユンヘンの一定の地域に同じ犯罪のケースが簇生するといふ事實を實證するに成功しなかつたのである。更らに、アーネスト・バーチス（Ernest W. Burgess）、クリユック夫妻（Sheldon and Eleanor T. Glueck）及び其地の學者によつてアメリカに發達せしめられた再犯のプロバビリテイー（蓋然性）を決定するの方法から多大の刺激を受けて、エクスナーはドイツに於ても同樣の調査研究の發達せしめらるべきであることを唱道レたのである。彼の行つたドイツの犯罪者の研究は累犯と關聯するファクター（要因）はアメリカのクリミノロヂストによつて發見されたそれ等のものと大體に於て等レいことを證據立て得たのである。

犯罪の社會學に於けるドイツ學者の寄與した所のものの主なる點は彼等はその理論上の基礎を供給した事實に存するのである。殊に、アメリカの學者が大した注意を與へなかつた問題、卽ち、犯罪の有つ如何なる樣相がソシオロジー（社會學）の研究主題となるか、且つ、如何なる點で犯罪の社會學的研究が他の研究方法から異つてゐるか、といふ問題について彼等は關心を持つてゐたのである。その有名な論文「社會病理的現象としての犯罪」（„Crime as a Socio-Pathological Phenomenon" ―Das Verbrechen als sozialpathologische Erscheinung）に於て最初に犯罪社會學（criminal sociology）の範圍を限定したものはフランツ・フオンリストであつた。

フオン・リストに從へば、犯罪は生物學的並びに心理學的の見地からして個人の生活に於ける一個のイーブント（出來事）として現はれるもので、此等の見地からその個人の有つてゐる特質によつて說明せられなければならないものである。他方、社會學者の立場からは犯罪は社會の生活に於ける一つのイーブントとして研究せられ、社會的情勢の產物として說明せらるるのである。リストの意見によれば、この二つの研究方法は相剋するものではなく、むしろ互に相助け相補ふものなのである。一方に於て、それ〴〵の犯罪は犯人の個別的な特質の產物であり、同時に、他方に於ては、犯人を圍繞する社會的情勢の產物でもあるのである。かくして、リストは犯罪の原因は犯罪の社會的並びに個人的の兩方面からの研究によつてのみ發見せらるゝものであるといふ結論に到達したのである。もつとも、この二つの方面の內、社會的方面は個人的方面よりも更らに遙かに意義の深く且つ大なるものありと彼は考へてゐたのである。然らば、犯罪には個人的並びに社會的の二つの樣相があつて相關聯するものであるといふことは、當然社會學者がこの兩方面の研究に努力しなければならないといふことを意味するものであらうか。これについては、リストは後に出した著書でこの點をはつきりさせてゐるのであつて、彼はかゝる必要はないと言ひ斷つてゐるのである（F. von Liszt, Die gesellschaftlichen Faktoren der Kriminalität, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, vol. Ⅱ, pp. 433―447.）。犯罪の個人的樣相は、或る一人の犯人の或る所爲が考慮の中に置かるゝ時にのみ、興味が持てるのである。その時になつて、はじめて、解剖學、生理學、心理學、發生學等の諸の見地からするその犯人の研究に意義が生じて來るのである。單獨の犯人に興味を有つものは、醫師であり、判事であり、心理學者であり、刑務官吏である。しかし、單獨の犯人については社會學者は興味は有たないのである。リストの言ふ所の如く、社會學者の研究の目的となるものは一般社會又は或る一部の社會組織にとつて全體として典型的である許多の事件から成り立つ犯罪の群である。かゝる犯罪群の說明に於ては、何故に或る一人の犯人が罪を犯すに至つたかを探究するのは見當違ひであつて、これに對する說明は個人の集まつて形作つてゐる全きグループが影響を受ける社會的、政治的乃至經濟的の事情の中にのみ見出され得るのである。しかし、終に、リストは、犯罪は社會的並びに個人的要素の結合によつて說明せらるべきものであるといふ見解を棄てゝ、個人的の又は社會的の要因の研究は、單獨の犯罪に關心を有つか――これはリストの意見では社會學者の與かり知らざる所であるが――又は犯罪一般並びに色々な犯罪のタイプに關心を有つかどうかといふことに從つて、兩者の中いづれか一方の研究が優位を占むることにならなければならない。と說くに至つたのである。

我々がリストの犯罪社會學とその研究の主題の定義を、例へばエクスナーの如き最近の學者の見解に比較する時には、リストの影響は猶は著しいものがあるけれども、或る程度の意見の相違が見出さるゝのである（F. Exner, "Kriminalsoziologie," in Handwörterbuch der Kriminologie, vol. Ⅱ, pp. 10―35.）。エクスナーは犯罪社會學を一社會的現象として犯罪を敍述し且つ犯罪を社會的情勢の釀成する所のものとして理解するに努むるサイエンス（學）なりと定義してゐるのである。犯罪社會學はマツス・フエノメノン（集團現象）としての犯罪を研究し、之に反して、犯罪心理學は個別的に犯罪を取扱ふものである。

しかし、かく説明してゐるにも拘らず、エクスナーは單獨の犯罪も亦た社會學的の手法で、卽ち犯罪の發生した社會的情勢の調査によつて研究され得るものであると主張してゐるのである。かくして、犯罪社會學は社會的狀態にのみ關心を有つばかりでなく、個々のケース（犯件）にも亦た興味を有つものであるが、同樣に、犯罪心理學はマッス・フエノメノン（集團現象）としての犯罪を考慮することを忘れることはできないのである。研究材料としての或種の犯罪は心理學の見地から研究し得ざるもので、マッス（一と塊）として觀察せられなければならないのである。例へば、セックス（男女の性）の心理並びに或る年齡群の心理の研究の如きは只だ多く（非常に）のケースが材料として供せられる場合にのみでき得る仕事なのである。で、エクスナーは、犯罪社會學は單獨のケースにも亦た留意すべきもので、而して、同樣に犯罪心理學はマッス・フエノメノンとしての犯罪にも亦た留意すべきであるとの結論を得たのである。しかも、この兩者の間には明かな區別が存してゐる、と彼は主張してゐるのである。心理學者は犯罪をそれの歸因する人間內部の狀態に於て研究し、卽ち、個人の心意に根ざしてゐる現象として犯罪を研究するのである。集團現象としての犯罪を研究する場合に於ても亦た、彼の興味はこれ等の犯罪の精神的方面に集中されるのである。しかし、社會學者にとつては犯罪は一個の社會的現象であつて、彼はこをその發生した社會的狀態に於て研究せんとするものである。彼は決して單獨のケースをそれだけのために叙述することを願念するものではない。彼にとつては、單獨なケースは、社會的なファクター（因子）が個人に及ぼす影響を研究し且つかくして斯るファクターと一般に犯罪なるものとの間につながる關係を終局的に決定せんがための只だの手段として役立つのみである。

これを要するに、犯罪心理學に對して犯罪社會學の定義を立つるに當りて、リストの寄與した所の主たる點は、クリミノロジーのこの二つの分科が互に異つた問題を取扱ふものであるといふ觀念に存するのである。エクスナーはリストのこの觀念を承認して、更らに之に加ふるに、異つた問題の研究は往々にして全く同じ材料の調査を必要とするものであるが、しかし、たとへ二つの分科の學が二重に同じ材料を用ゆることがあつても、一つの分科に於ては研究が材料其者のために行はるるに反して、他の分科に於てはこの同じ材料が只だ目的のための手段として役立つてゐる點で、兩者は互に異つてゐるのである、と主張してゐるのである。

六、生物學の見地に立てる研究方法

最後に生物學の見地に立てる研究方法について述べたいと思ふが、これを一番終りに持つて來たわけは、生物學的研究は現在今日ドイツに於て壓倒的に優勢を占めてゐる研究方法だからである。この研究の主唱者は犯罪は主として遺傳された特質の結果であるといふ說を固持してゐるのである。何故にドイツに於ける現今のクリミノロヂーがその重點を遺傳的並びに生物學的因果論に置くかといふに、その理由は二つある。第一にこの傾向は、ドイツに於ける犯罪學上の調査への寄與的研究の大部分は醫科並びに精神病學科の學徒によつてなされたといふ事實によつて說明せられ得るのである。第二は、生物學的のファクターに重きが置かれてゐるのは、現在ドイツに於て民心を支配してゐるナチスの世界觀による見解と一致してゐるからである。ナチオナールゾチアリスムス（ナチズム）の核心を成してゐる命題は、人間の行動は「血」（„Blut" blood）と「民種」（„Rasse"—race）とによつて決定せらるるといふ學說である。この假定說に從へば、個人の根本的な性格型は全民族に共通してゐるか又は家族の如き一層狹い制限せられたる生物學上のグループに特殊なる遺傳上の特質から生ずるものである、といふのである。ナチスによつて樹立せられたやうな獨裁的な政治組織の下に在つては、凡ての研究は、支配力を有つてゐる政治上の主義に基いて行はるゝ時にのみ、始めてそれは許さるるのである。是を以て、研究の任務は政府によつて公に承認されてゐる臆說に科學的（學術的）な支持を與ふることに存ずるのである。かういふわけで、ドイツのクリミノロジーに於ける生物學派の重立つた主唱者が、「犯罪生物學（クリミナルバイオロジー）は官憲主義的な政治體制を支持するに與つかつて力があつた」と述べ立てたことは容易に理解され得るのである（Adolpf Lenz, "Die Persönlichkeit des Täters und sein Verschulden gegenüber der Volksgemeinschaft," Mitteilungen der Kriminalbiologischen Gesellschaft, vol., V (1938), p. 10）。近代的な獨裁政治の下に在つては、國のいづれを問はず、廣く科學の各分科に於て官憲によつて特に認許せらるべき思想の一派が必ずあるのである。殊にクリミノロジーに於て然りとする。これはドイツに於けるクリミノロジーの生物學的研究について其例を見るのみならず、ソビエト・ロシアに於ても亦た同じ事が眞理としてあてはまるのである。ソビエト・ロシアでは、マルクス流のイデオロギーに從つて、犯罪の研究は只だ社會的並びに經濟的立場からのみすることが許さるゝのである。

犯罪生物學は、基礎的なテキストとなつてゐるアドルフ・レンツの著書に從へば、「犯人の性格並びに個人的經驗としての彼の犯罪の系統的研究である」（Adolf Lenz, Grundris der Kriminalbiologie, Vienna, 1927, p. 20.）。犯罪生物學の箇の立場から性格を研究するに當つては、犯人の遺傳的背景が最も重要なものとなつてくるのである（Ad. Lenz, op. cit., p. 20.）。從つてクリミナル・バイオロジー（犯罪生物學）に於ける調査の目的は犯人の犯人たる性格の形成に於ける遺傳上のファクター（因子）の重大なるファンクション（作用）を證明するに在るのである。

典型的な犯罪性格なるものは常習犯人の中に見出さるゝもので、之に反して、一回以上の犯罪を行はなかつた者は性格的の犯人ではなく、周圍の感化影響に打負かされたものと想定せられてゐるのである。この主張の命題を確立せんがために、精神病學者のフリードリッヒ・スツムプルは少くも五回以上刑に服した百九十五人の累犯者を研究し、而して、その結果を只だ一回だけ處刑されて爾來少くも十五ヶ年間犯行から遠ざかつてゐ

た百六十六人の前科者のグループと比較してみたのである。この兩方のグループの生活背景に於ける遺傳の演じた役割を證據立てるために、彼は各犯人の家族の履歴を調査したのである。然る處、累犯者の家庭に於ける犯罪者の數は累犯者ならざる犯人の家族に於けるよりも著しく大きいことが發見されたのである。卽ち、兄弟中で罪を犯したもののパーセンテージは後者の一〇・八パーセントに對して前者の三七・〇パーセントで、從兄弟については六・三パーセントに對して一七・五パーセントであつたのである。精神疾患に關しては、憂鬱症、早發性痴呆、癲癇、及び精神錯亂では大した目に立つほどの差異はなかつたが、之に反して、累犯者の家族に於ける精神耗弱者のパーセンテージは累犯者ならざる犯人の家族に於ける六・六パーセントに對して二三・一パーセントに達してゐるのであつた。大體に於て、スツムプルは、累犯者の家族の特色は冒險の精神に富み、情意定まらず、拘束を嫌ひ獨立を望む意志の强盛なることに存し、之に反して、累犯者ならざる犯人の家族は主もに衒學的で、協調的で、保守的である、といふ結果を見出したのである。

かくして、スツムプルは、犯罪は遺傳した或る種の性格の特質の結果である、といふ結論に到達したのである。しかし、この結論の妥當性は犯罪生物學者によつて企てられた家族の履歴調査を通して全く型のようになつてゐる材料蒐集の方法の非科學的なることによつて甚しく害されてゐるのである。スツムプルは、餘りにも屢々、「……と言つてゐる」「しかし亦た……といふ人もゐる」、又は、「彼を熟く知つてゐる或る人が……と言つた」とかいふ語で證據立てられてゐるような極めて不確實な筋から報告を受取つてゐるのである。かゝる方法で得られた事項は科學的な結論の基礎となり得る材料とは云へないのである。

もう一つの研究はカール・シユネルによつて試みられたもので、五百人の累犯者の生成に於ける遺傳と環境との演じた役割を決定するに在つたのである（Karl Schnell, Anlage und Umwelt bei 500 Rückfallverbrechern, Kriminalistische Abhandlungen, ed. by F. Exner, vol. XXII, Leipzig, 1935）。シユネルは先づ「智能低劣」（„mentally inferior"）なるものの數を決定して、此等のものは彼の取扱つた總ての累犯者の八〇パーセントを占むることを發見し、かくして、彼の取扱つたケース（件）の八〇パーセントに於ては犯罪は遺傳による特質の結果であるといふ「結論」を拈出したのである。精神上の特質が環境の勢力から生り出づるものであるといふことはナチ主義の統治の下に在つては亦た明かに認許せられないのである。

かういふ亂暴なやり方でなく、その結論に於てもつと穩當で思慮のあるものはコンラード・エルンストに由る試みで、犯人の子女の犯罪と比照した强力犯人の研究である（K. Ernst, Über Gewalttätigkeitsverbrecher und Ihre Nachkommen, Berlin, 1938）。この研究は少くも三回の强力犯を行ひ且つ成年の子女を有する九十三人の犯人の調査に基いたものである。この研究で、犯人の男の子の內の五六・四パーセントは同じく

また刑の言渡を受け且つ二七・一パーセントは三回以上に及んでゐることが發見されたのである。女の子については、同樣のパーセンテージは二三・四パーセントと一・六パーセントであつた。セカンド・ゼネレーション（第二世——子供）の犯罪率の變化はファースト・ゼネレーション（初代——父）の性格の或るものと關係があるのである。猶ほ、子供の間に存する犯罪の高率は彼等の父の有つてゐた次のような特徵と關係があつたのである——卽ち、少年時代からの犯行、行はれた犯罪と犯罪との間の時間の隔りの短いこと、老年に至りての犯行の繼續、受刑回數の多きこと、犯行の多種多樣なること、及び近親に對する性的犯罪の遂行等である。

この研究の範圍が只だ父子二代に於ける犯罪行動の比較に止まるものであるとは、エルンストの述べてゐる所であつて、彼は、彼の證據立てたゼネレーションの相關關係が果して遺傳のためであるか將又環境の影響に歸すべきものであるかを決することをはつきりと拒んでゐるのである。かゝる自制の態度は實に賢明であつて、輕忽な結論を下すことを避けた所に、上に述べたシユネルの研究に比べてエルンストの業績の大きな價値が存してゐるのである。犯人たる兩親が犯人の子を持つといふことは必ずしも犯罪傾向の遺傳に歸すべき事柄ではない。さう言はないでも、それは犯人の子女が彼等の生涯中で性格の建造に最も重要なる時期を犯罪習慣の釀成に導きがちな環境に暴されて過ごしたといふ事實によつて立派に說明せられ得るのである。犯罪的時質の移種に遺傳又は環境のいづれがより多く影響を及ぼす所があつたか、さらにまた、元來遺傳と環境とを截然きりはなして區別することが一體できるものであらうかどうか、この二點については吾人は全然知る所がないのである。

犯罪の原因としての遺傳の重要性を證據立てようとする見地から、多くの研究が一層進んだ精密な方法で企てられたのである。この方法といふのは少くも二人の內一人が犯罪を行つた双生兒の調査研究である。双生兒は同性のもの（monozygotic）であるか又は性を別にするもの（dizygotic）であるかである。同性（„identical"）の双生兒は同じ卵細胞から發育したものであるから、その遺傳的背景は二つの異つた卵細胞から發育した異性（„fraternal"）の双生兒のそれよりも一層相似性が深いのである。同じ環境の中に生長した同性と異性の双生兒の二組の比較は犯罪行動に於ける遺傳の影響の有無を決定する機會を供するものであるといふ意見が久しく犯罪生物學者の間に勢力を占めてゐるのである。この學派の研究に於て用ひられてゐる假定は次の如く組立てられるのである。卽ち、同性の双生兒の場合に於ては、兩方の血屬は同じ遺傳上の性質を有つてゐるものであるから、一方が犯罪者であれば他も亦必ず犯罪者たるべきものである。しかし、異性の双生兒の間に在つては、兩者は遺傳上の性質が異つてゐるから、他の血屬は必ずしも亦た犯罪者たることを豫期さるべきではない、といふのである。

この種の研究を始めて試みたものはヨハネス・ランゲで、彼は自分の研究によつて「犯罪は運命である」（„Crime is destiny"）ことを證據立て得たと信じたのである（Johannes

Lange, Crime and Destiny, transl. by Charlotte Haldane, New York, 1930)。ランゲの材料としたものは少くも双生兒の一方が犯罪者であつた同性の双生兒十三組と異性の双生兒十七組とであつた。この研究に於て、同性の双生兒の一〇組に在つては双方とも犯罪を行ひ、他方、異性の双生兒に在つては、かゝるケースは只二組あつただけであつたことが發見せられたのである。この研究の結果がその表題のように駭目すべきほどのものでないといふ理由は三つあつて、しかも極めて平明である。第一に、一三組と一七組といふ二つの標本は歸納的結果を證據立てるには餘りに少なすぎる。第二は、兩方の標本に於て確かだと看做された通則は不幸にも例外に出會つてゐるのである。これはどうしても說明してもらはなければならないのである。第三に、同性と異性の双生兒を區別する方法か馬鹿々々しくないとは云へないのである。

同じ方向に於ける更らに他の調査かハインリツヒ・クランツによつて爲されたが、彼によつて用ひられた材料はランゲのよりも幾分大きくはあつたが、同性と異性の双生兒の組の間に見出された差異はランゲの到達した所のものよりも小さかつたのである。クランツは研究の結果、三二組の同性双生兒から二一組及び四三組の異性双生兒から二三組が双方とも犯罪を行つてゐることを發見したのである。フリードリツヒ・スツムプルによつてなされた研究に於て見出された兩者の間の差異は更らに一層小さくさへあつたのである。この研究によると、双生兒の双方共犯罪を行つた數は同性の一八組から一一で異性の一九組から七を出してゐるのである、この種の調査で最も精到なものは一群のアメリカの學者の共同研究にかゝるものである（Aaron J. Rosanoff, Leva M. Handy and Isabel Avis Rosanoff, "Criminality and Delinquency in Twins," Journal of Criminal Law and Criminology, vol., XIV (1933—1934), pp. 923—934)。この調査に用ひられた組の數は三四〇組で、この數はドイツの學者によつて利用し得られた如何なるものよりも遙かに大きいのである。この材料は成年犯罪、少年犯罪、及び難しい少年の行狀問題（學校のズル休、家出等）等のケースから成立つてゐるものである。この研究では、同性の組の總數一二六から一〇五組は此等の行狀問題の何か或る一つにひつかゝつてゐたことが發見された。異性の二一四組の中では僅かに六八のケースに於て双生兒の双方が問題を起こしてゐるのである。

然らば、以上の此等の双生兒の研究は何を證據立てようとするものであらうか。此等の研究者達は、同性と異性の双生兒の比較は犯罪傾向の生成に於ける遺傳の役割が環境的因子の干渉を受けずに決定せられ得る方法を供するものである、と主張するのである。而して、同性なると異性なるとを問はず、双生兒は同一の環境の中に生長するものと想定せらるゝのであるから、此等の研究に在つては環境的のファクター（因子）は常に不變に保たれてゐて、變化のあるのは只だ遺傳のみである、とせられてゐるのである。しかし、この假定は誤つてゐるのである。何故といふのに、先つ第一に、たとへいかに類似してゐるとはいへ、全く同一の環境に二人の人間が生活してゐるといふことは斷じて有り得ないのである。環境といふ語の意味の中には、その幼時に於て家族のすべてのメムバーにとつて同一である經濟事情とか家族の社會的地位とかばかりでなく、猶ほ亦た、家族のメムバーの一人の家族内に於ける位地役廻り、父子の關係及び家族外の交遊等の如き前者ほど有形的ではないが、しかし等しく力強いファクターが包含されてゐることを見落してはならないのである。此等の點に於ける影響の變化が同性の双生兒にとつても存在するものならば、それは疑ふ餘地はないのであるが、然らば、異性の双生兒にとつては其等の變化は尙更存在してゐるわけである。異性のものはその外貌に於て同性のものよりも一層大きな相違點を示してゐるのである。而して、此等の相違は兩親及び他の交遊者の側に於ける反應作用の差異を惹起するものと豫期されなければならないのである。是に於てか、環境に於ける差異は同性のものにとつてよりも異性のものにとつて更らに一層大きいものと看做さなければならないのである。若し然うだとすれば、環境のファクターは此等の研究に於て始終不變ではゐないのである。それ故に、人間の行動に於ける種々の變化を一に全く遺傳の變化に歸するのは誤つてゐるのである。

遺傳が一般人間の行動のタイプの形成に、特に犯罪なる結果を生ぜしむるについて與つて力あることは毫も疑ひを容れないのである。しかしながら、偏見のない犯罪研究家ならば何人も、遺傳の影響は認めながらも、それは只だ幾多の條件の集つた全體の組織の中で作用するのであつて、この組織の中に在つては遺傳は只だ僅かにほんの一項目にすぎないものである、といふことを否定するものはないのである。不幸にして、研究の目的に對する自分の特殊の研究方法の重要性をいやが上にも强調するのは常に專門家の陷り易い特色であつた。ましてや、政策上その研究方法が奬勵さるゝ場合には、この傾向が特に增大さへしてくるのは怪しむに足らないのである。眞のサイエンテイスト（學者）なるものは、自分の專門の研究の範圍をせばめて行けば行くほど自分の研究の中心とする全體の局面狀勢を限界せられてゐる自分の見地から說明することの益々困難になることを決して忘却はしないのである。是に於てか、クリミノロジーの生物學派の自己の研究に關する誇張は科學的偏頗と狹量とに對し、更らにまた、サイエンスに加はつてくる政治的拘束力の危險とに對する一箇の明瞭なる警告として我等の耳にひびくのである。若し、ドイツに於ける現代流行のクリミノロジーがかくして我々をしてクリミノロジストたる我等の目的に明確なる限定を下さしむるの一助ともなれば、然らば、シラーの言つたやうに、世界の審判廷たる世界歷史は（"Die Weltgeschichte ist das Weltgericht"）、このドイツのクリミノロジーも全然無用なものではなく、サイエンスに於ける一箇の面白い冒險であるとの裁斷を下すことであらう。（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1941

矯正図書館

The effect of the depression on prison Commitments and sentence

罪刑に及ぼす不景氣の影響（二）

レオン・T・スターン

犯罪者の監獄收容政策並に罪刑の宣告に關して不景氣の及ぼす影響に就いて多くの比較研究が行はれた。十年間に於ける監獄收容並に罪刑の宣告の年次別分析を行ひ、不景氣前後の同一期間中の比較研究が行はれた。すなはち、一九三〇年一月一日に始まり同年及び三一、三二、三三年を含む不景氣の四年と、一九二六年一月一日に始まる同年及び二七、二八、二九年を含む不景氣前の四年がそれである。

イ、不景氣前及び不景氣中を通じての收容者比較

十年間の收容者總數は一九二五年の八九三人から一九三一年の一七四九人の間を移動してゐる。

一九二四年と一九二五年の收容者は大體同一水準に止まり、一九二九年迄は確實に增勢を辿り、同年度に急激な下降線を示してゐる。一九三〇年には下降前の一九二八年に到達した同一水準に達した。一九三一年には十年間中の最高水準に達した（第一圖參照）

われ〳〵は十年間の財產關係の最重罪、强盜、窃盜、夜盜罪の全收容者の分析研究をなし、その總數がわが研究對象總數の六七・七パーセントに該ることを知つた。われ〳〵はこれ等の特種犯罪を二つの理由に依つて最も代表的な犯罪として揭げた。犯罪と經濟的變化の研究者は、不景氣期間中に於ては財產犯罪の增勢を必至なりと考へるのが理由の一つである、次に、此の種重大財產犯罪者の警察に依る發見及び裁判所の科刑が一般に大いに囑望されてゐると見做されるのが第二の理由である。

窃盜、夜盜、强盜犯罪の收容數は一九二八年迄增勢の急潮が看取される。一九二九年には急激に降下した。一九三〇年には再び一九二八年の水準に達し、一九三一年に最高水準、三二年と三三年には降下した。これ等の犯罪を個別的に觀察すると、

次の如き關係が發見される。——

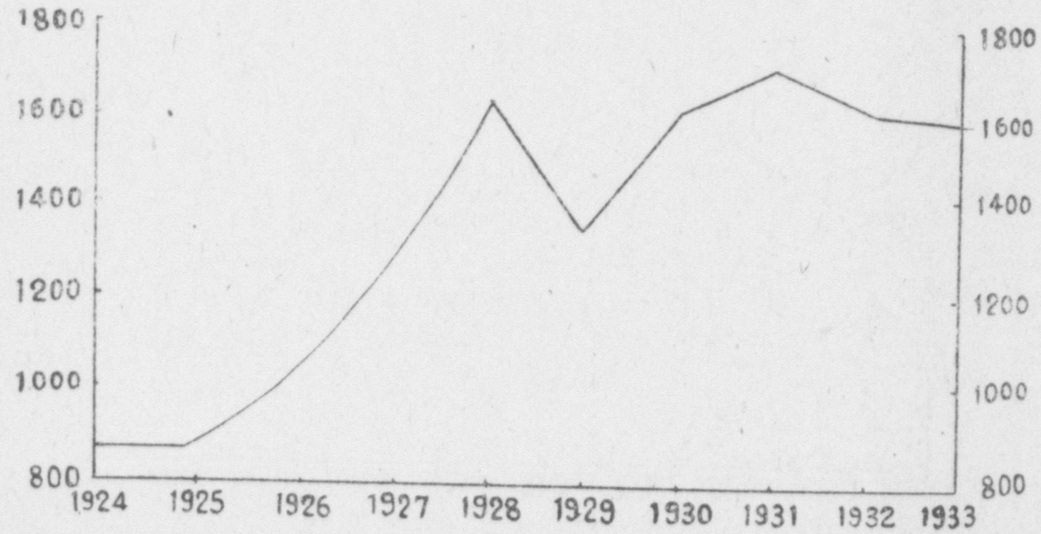
夜盜は一九二八年まで上向し、一九年に下降し、爾後漸增してゐる。窃盜は一九二八年に最高に達し、二九年に下降し、三〇年に上向し、爾後水平を維持してゐる。强盜は一九二八年迄上昇し、二九年に下降し、三一年に最高水準に達し、三二年に再び下降し、三三年末再び增勢を示してゐる。

これ等の三グループは全體としても、また個別的にも一九二九年には下降してゐる。三犯罪とも一九三〇年には揃つて上向し、窃盜の最高水準は一九三〇年、夜盜の最高水準は三一年、强盜の最高水準は三二年である（第二圖參照）。

財產犯罪に關する收容者のカーヴは經濟のカーヴと或る關係を保つものゝ如くである。一九二八年就業數及び賃銀の降下した際にはこの種の犯罪は增加し、賃銀

第一圖

刑期二年以上の收容者總數



就業、生計費の向上に連れて減少し、それ等の降下するに連れて再び上昇するものゝ如くである。一九三一年以後三二年と三三年に於ては經濟のカーヴと此の種犯罪の收容カーヴの關係は從來と異つて兩方のカーヴとも急降下してゐる（第三圖參照）。

この現象は失業救濟金の豐富なる支給以來のことであり、それが豫測されない收容數カーヴの變動に何等かの影響を及ぼしたことが示唆されてゐる。

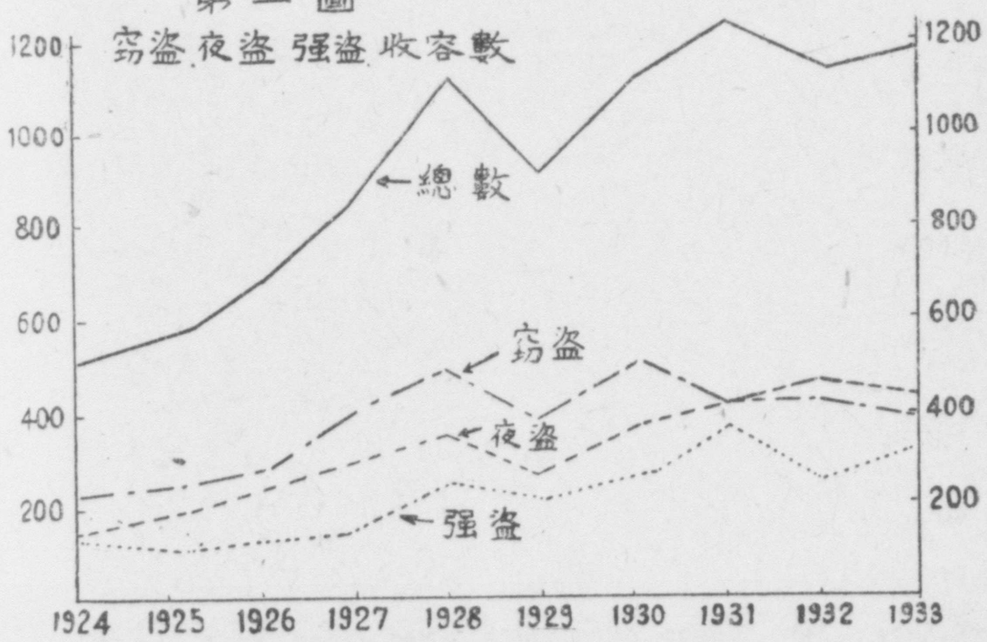
ペンシルヴアニヤ福利局の報告に依れば、一九三〇年から三二年迄に不景氣に依る失業救濟金は急激に增加した。同年度に於て扶助者の數は一九三〇年の約一五〇、〇〇〇人から三二年の九五〇、〇〇〇人に增加した。一九三二年末

（the State Emergency Relief

Board) も亦仕事を始めた。一九三二年九月より三三年末迄にその救濟數は二、〇〇〇、〇〇〇人に上り、救貧局 (the Poor Board) の負荷人數は爾後減少し、一九三三年には六〇〇、〇〇〇人に下つた。當時、不景氣救濟局は失業者の直接救助を施行したのだつた。

前述の研究において、東部ペニテンシヤリーへの收容は一般に郡監獄收容よりも處遇嚴重なることが判明した。年々の分析研究に依つて重大財產犯罪に對するペニテンシヤリー收容數は一九二五年から一九三一年迄は漸增し、爾後急減したことが判明した。郡監獄收容數に關しては一九二八年に最高水準に達し、一九二九年に降下し、一九三一年に上向し一九三二年には降下し、一九三三年には再び上向してゐる。されば、この種犯罪に依るペニテンシヤリーの收容數は不斷に增大し、郡監獄の收容數は不景氣期間中ウエーヴを畫いてゐる。一九二九年におけるペニテンシヤリーの收容數は低下せず、而も同年度に關するその他の分析研究においてはこの種犯罪の收容數は一般に低下してゐる事實は注目に價するものである（第四圖參照）。ペニテンシヤリーの收容數が增加し郡監獄の收容數に波動のあることは、判事が不景氣期間中受刑者をより多くペニテンシヤリーに送致する傾きを示唆するもののやうである。同期間中に、通常取調べや監獄行政の變更に關して行はれた極端な處遇の峻嚴さに對應して郡監獄內に起つた重大なる騷擾事件にも注目さるべきである。

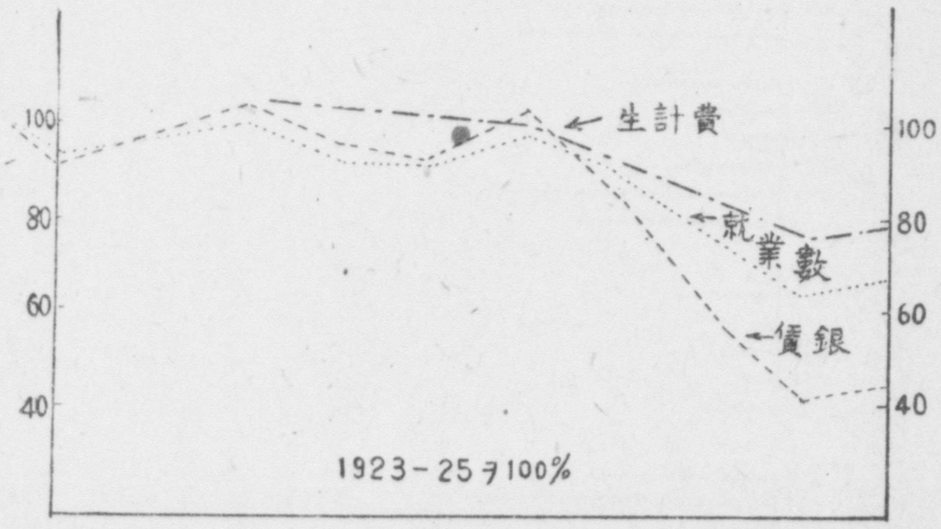
第二圖



不景氣前の一九二六年から二九年迄と不景氣期間中の一九三〇年から三三年迄に比較研究されたこれ等三種の犯罪に關して郡監獄とペニテンシヤリーを使ひ分けたことに依つて次の事實を知り得るのである。その八年間における收容者八、三一九人は窃盜、夜盜强盜にして、その中三、六二一人は不景氣前、四、六九八人は不景氣期間中の收容者であつた。郡監獄の收容數は不景氣期間中において一三・六パーセント增加し、ペニテンシヤリーの收容數は同期間中において四八・五パーセント增加した。郡監獄の夜盜收容數は三八・〇パーセント增加し、ペニテンシヤリの同收容數は四七・八パーセント增加した。郡監獄の强盜收容數は二〇・四パーセント增加し、ペニテンシヤリーの同收容數は九〇・八パーセント增加した。窃盜に關しては、郡監獄の收容數は增加せず、ペニテンシヤリーの收容數は一八・二パーセント增加した。郡監獄の窃盜收容數は最小增加にして、ペニテンシヤリーの强盜收容數は最大增加で、その增加數は約一〇〇パーセントであつた。

第三圖

經濟變化



B　一九二四年乃至一九三三年の五ケ年間の五年以上並に五年以下の判決言渡の年次分析

判決は年次毎に全十年間に對して比較對照された。別に不景氣前の四年間、不景氣中の四年間、計八年間における五年以下、五年、五年以上の研究が行はれた。同期間中における强盜罪判決の特別分析も行はれた。

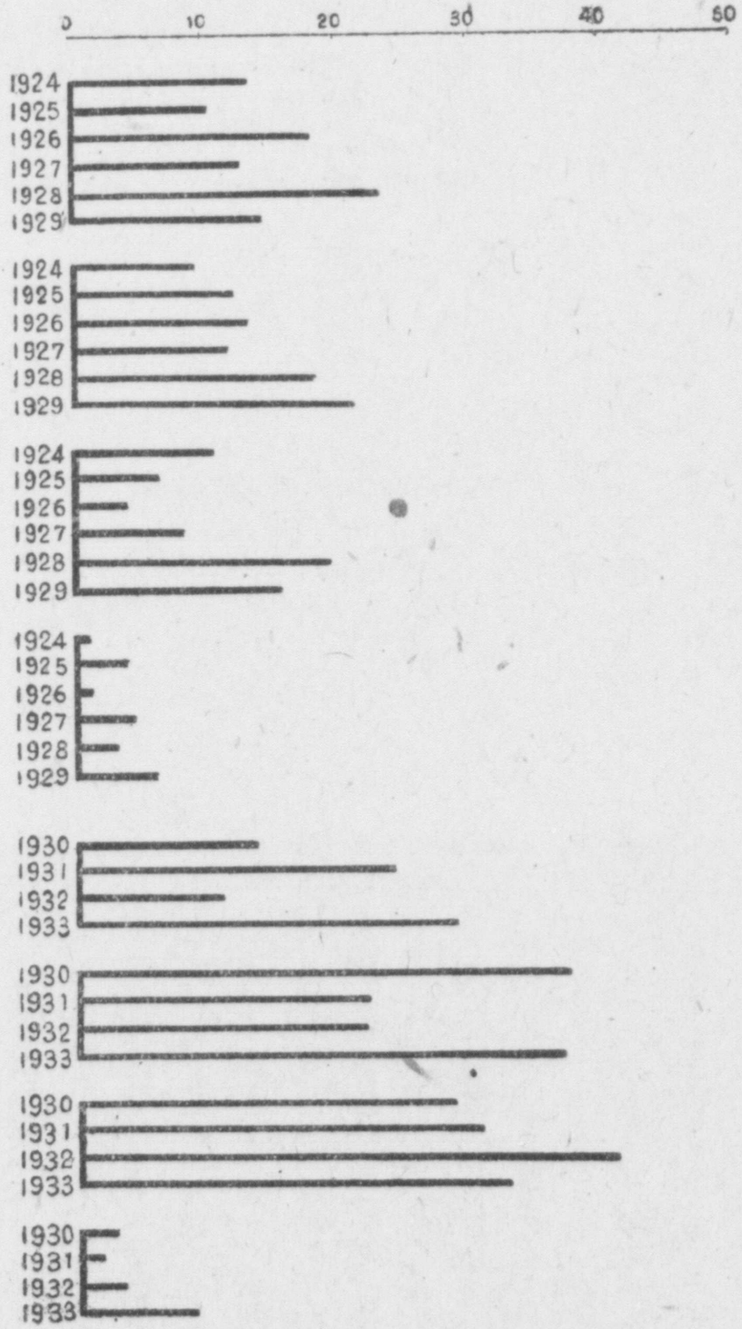
先づ全判決を比較對照するに、五年以下の判決の最高位は一九三一年であつた。一九二九年には著減し、一九三二年と三三年に再降下した。五年以上の最高位は一九三一年と三三年が同位で、一九二九年と三二年には低下した。

郡監獄の收容數は全八年間を通じて、五年以下、五年以上共に一九二八年が最高位であつた。最低

位は兩グループ共一九二九年であつた。同年以後五年以下の判決は一九三〇年に上向したが、一九三一年と三二年に再降下し、三三年に再び上向した。五年以上は一九三〇年と三一年に上向し、三一年に再び降下した。

第四圖

強盜累犯最長刑言渡數（1924　1933）



一九二六年乃至一九三三年の不景氣と不況前期における短、長刑宣告——

上向したが、三二年と三三年には降下した。

ベニテンシヤリーに關しては、五年以下は一九二九年に降下

八年間の言渡刑期を分析して、五年以下の短期刑言渡は不況期間中三、二九六人、不況前期中二、六八四人にして六一二人二二・八の增加に該る。五年以上の長期刑言渡に關しては、不景氣期間中三、四三八人、不況前期中二、六九〇人にして七四八人二八パーセントの增加に該る。

さて、兩監獄を比較研究して郡監獄においては不景氣期間中五年以下の短期刑は二〇・四パーセント增加し、五年以上は二一・三パーセント增加した。ベニテンシヤリーにおいては短期刑は不景氣期間中に二七・三パーセント增加し、長期刑言渡は四三・七パーセント增加した。

強盜罪の判決

八年間に言渡を受けたる強盜罪は二、〇二一件にして、最初言渡を受けたる二、〇四〇人の中一九人は恩赦に依つて釋放され或は再審に依つて拘禁以外の他の刑罰に換刑された。ゆゑに二、〇二一人の中九八八人は初犯、一、〇三三人は累犯であつた。

一九二六年乃至一九二九年並に一九三〇年乃至一九三三年の最短期刑言渡總計

一九二六年より二九年に至る不況前期間における強盜罪最短期刑の言渡總計は三・八五二年にして、一九三〇年より三三年に至る不況四ヶ年間には六、七二七年であつた。（年數總計）

不況期間中は以上の如く強盜罪の最短期刑言渡は不況前期を超過すること二、八七五年七四パーセントである。初犯と累犯に關しては、初犯は一、二七三年七〇パーセントを增し、累犯は一、六〇二年七五パーセントを增加した。その平均を採れば、不況前期における四・八七年、不況期における五・三一年となる。

一九二六年乃至一九二九年並に一九三〇年乃至一九三三年の最長期刑言渡總計

不況前期一九二六年より一九二九年に至る四年間の強盜罪最長期刑總年數は八、九五六年で、不況期間一九三〇年より一九三三年に至る四年間の總計年數は一五、五八〇年にして六、五二四年七三・六パーセントの增加に該る。初犯並に累犯に關して、初犯の增加は三、〇六五年七〇パーセントにして、累犯の增加は三、五五九年七七パーセントである。最長刑斯言渡しの平均を採れば不景氣前一一・三二年して、不景氣中一二・四六年である。

一九二六年乃至一九二九年並に一九三〇年乃至一九三三年における平均言渡刑期

強盜罪の最短刑期言渡は八年間を平均して五・二年であつた。これを初犯、累犯に區別すれば次の如くである、初犯四・九年、累犯五・六年となる。不景氣前の最高平均刑期言渡は一九

二九年の六・一年である。不景氣中の最高平均刑期は一九三二年の六・一年である。初犯の最高は一九二九年の五・七年、累犯は一九三二年の七・〇年である。八ヶ年の最短刑期平均五・二年を超過したのは不景氣前の一九二九年と不景氣中の一九三一、三二、三三年である。八ヶ年の中六ヶ年は累犯の最短平均刑期は初犯のそれを凌駕し、一九二七年には兩者相等しく、一九三三年には初犯は累犯の平均刑期を凌駕した。

八年間の強盜罪最長刑期言渡の平均年數は一二・一年である。その初犯と累犯の關係は次の如くである。初犯一一・九年累犯一二・三年である。不景氣前の最高は一九二九年の一三・一年で、不景氣期間中の最高は一九三二年の一四・〇年である。初犯の最高は一九二九年の一三・五年、累犯は一九三二年の一五・三年である。八年間の最高刑期平均年數一二・一年を超過したのは、不景氣前において一九二九年に一回、不景氣期間中において一九三一、三二、三年の三回であつた。八年間に累犯が初犯の最長刑期を凌駕したのは三回、同年が一回で一九二六年、凌駕したのは一九二八、三一、三二年であつた。

ゆゑに、八年間の年次平均最高は一九三二年で、その最長刑期言渡平均年數は累犯において一五・三年であつた。

一九二四年乃至一九三三年の強盜罪に對する刑期の形式的言渡 (modal sentence)

一九二四年乃至一九三三年の各年度においては強盜罪に對して刑期の形式的言渡が決定された。ゆゑに、最短、最長言渡とも、各年度別に刑期の言渡に變化が現はれてゐる。

最短刑期言渡に關しては、さして重要性を認められないが、一九三〇年前の累犯者に對する形式言渡の刑期年數は、一九二四年に二年六ヶ月、一九二五年に五年、一九二六年に二年六ヶ月、一九二七年に五年、一九二八年に五年、一九二九年に五年である。一九三〇年乃至一九三三年においては、一九三〇年に一〇年、一九三一年並に三二年とも同前、一九三三年に五年である。

不景氣前の累犯者に對する形式刑期言渡の最長年數は一九二六年、二七年、二八年に五年、一九二九年に一〇年である。不景氣期間中においては、一九三〇年に一〇年、一九三一、三二、三三年には二〇年である。

かくて、不況前期間における形式刑期言渡年數は五年乃至一年にして、不況期間中においては一〇年乃至二〇年である。不況期間中における刑の長期化は累犯者に對する判決の加重を意味するものと見做される。

不況期間並に其の前期を通じて得られたる資料を要約するに、不況前の一九二九年の好景氣時には重罪犯の收容者は減退し、一九三一年に急騰し、三二年、三三年には下降してゐる。

財產上の重罪に關する收容者のカーヴは經濟のカーヴと或る關係を保つものの如く、救貧法 (public assistance) 及び失業救濟法 (unemployment relief) の發布後はその數を減じてゐる。乍併、經濟上のカーヴと各面との比較研究は行はれない。このためには、もつと多くの年月が必要である。

尙はまた郡監獄とペニテンシヤリーの使用には相違があつて、不況期間中に後者が特に使用された。不況期間中財產犯の郡監獄收容者數は浮動してゐるが、より重罪犯を收容せる東部ペニテンシヤリーの收容數は漸增してゐる。

不景氣前四年間と不景氣中の四年間を比較して、東部ペニテンシヤリーと郡監獄の使用法に相違があつて、ペニテンシヤリーの收容數は郡監獄の收容數の略々四倍に達してゐるのが見られる。竊盜罪の郡監獄收容者數の增加は最少であり、強盜罪の東部ペニテンシヤリの收容者數の增加は最大で、前者の約二倍に該つてゐる。

不況前期並に不況期間中を比較して、收容數の最大增加は長期五年以上のペニテンシヤリー收容者と、短期五年以下の郡監獄收容者に現れてゐる。

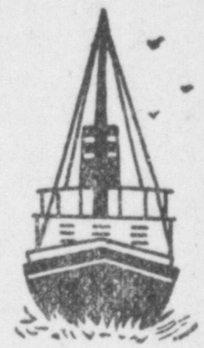
強盜罪に關する刑期の形式的言渡を特別に分析研究して見れば、重要なる變化が行れてゐることが看取される、それは、不況前期中の五年乃至一〇年から不況期間中の一〇年乃至二〇年と最長刑期言渡が變動してゐることである。最短刑期は不況前の二年六月乃至五年から不況期間中の五年乃至一〇年に移行してゐる。

刑期言渡の加重する傾向は、重大なる財產犯人を收容するペニテンシヤリーへ、判事の命令に依る收容數の增加と累犯者に對する言渡刑期の增加に現はれてゐる。

しかし、ルーシエとヴイルシュプスキーの指摘せる如き特種なる結論はこの分析から抽出されない。が、わが國においては此の研究年間中に犯罪人の處罰が加重して行く傾向は容認され、その資料に依つて重大なる財產犯罪に關する累犯收容者の場合には、收容の性格並に刑期共に加重する傾向にあることは確言出來る。

この研究に依つて、經濟狀勢が明らかに裁判並に行刑政策に影響を及ぼすといふ結論が得られる。この結果は常に經濟狀勢に依つて影響される社會問題の處理に關係する人々にとつて重要な關係を持つてゐる。この關係のスタッフ側からのより以上の研究が必要であり、その研究が發展すれば、行刑當局はこの重大なる問題の各局面の研究に大いなる便益を得ることになる。

——The Journal of Criminal Law and Criminology, March-April, 1941.——



海外異聞錄

◇歐洲を風靡するV字運動

日本では「皇國の興廢のこの一戰にあり」のZ信號が有名であるが、最近英國はじめ歐洲各地で「V」信號が大流行を來してゐる。これはヴイクトリー(勝利)の頭文字をとつたもので、ドイツ軍占領地のチエツコ人が始めたといふことだが、とにかく民衆の間に自然發生的に生れた合言葉だ。ところがイギリスの宣傳が利いてきたのかノルウエーまでドイツ兵の目を盜んでは壁に「V」の字を落書することが流行しはじめた。流行は次第に擴がり果ては「V」(モールス電信符號トントントンツー)の調子を食事のテーブルや扉で叩くやら口笛を吹くやら、ラジオ電信の合間に入れるやらで、この「V」信號はいまやロンドンはおろかニューヨークでさへ聽取出來るといはれるくらゐになつた。またドイツに對するサボタージュ的犯行の現場に「V」の文字が鮮かに印されてゐたりするさうで、まるで探偵物語にありさうな話題であり、これにはドイツの警備兵も手をやいてゐると傳へられる。英國でも「V」の落書が大流行「RAFV」などは英國空軍部隊の健闘を祈るといふ意味でいいが、中には「ツーナイト、ビヤー、V」「今夜はビールがあります、萬歲」などゝいふ勇敢なのも飛び出して來る始末、殊に獨ソ開戰以來は「V」の橫に鎌と槌の印をつけたのが出て來た。英國のBBC放送局は早速獨軍占領地帶へのコールサインに「V」信號を使用することになつた。また音樂ではベートーヴエンの第一シンフオニーの放送が流行してゐる、このファーストを同じ「V」で表すばかりでなく最初の樂章の音譜を「トントントントンツー」のモールス信號の拍子だといふのでVのモールス信號には獨側の取締「V」の字はドイツ語の勝利)のVであるとしてアメリカに渡り、歐洲は勿論アフリカのヂヤングル地帶まで蔓延して二日の後には早くも上海に現れたのだ。先づ同日の獨字紙ヌーン・エキストラが第一面に眼を蔽く赤でVの字をデカデカと打ち拔いて獨逸の勝利を謳歌した、翌日のオストアジアテイツシユ・ロイド紙も同じく赤のV字で一面を飾つた。すると英國側も負けずにノース・チヤイナ・デイリー・ニユース紙上にV字の漫畫を揷かせ、チヤーチル首相が大きなV字を抱へた寫眞を載せて英國の勝利を宣傳した。と翌日の獨紙ではこれに負けずチーチヤルがそのVで首を吊つてゐるところを出した。かくて先づ新聞紙上で火蓋を切つたV字運動は二十六日には上海の英獨兩國の宣傳機關が猛烈な實際運動を開始して、遂に敵味方入亂れての大亂鬪を展開、さなきだにスパイと謀略の錯綜する國際都市上海の宣傳戰はこのV字の爭奪で火の出るやうな鬪爭を續けて、兩租界では壁の落書にポスターに何處も彼處もV●V●Vだが、租界當局は治安維持に違反しない程度で此の運動を默認する態度をとつてゐる。英國側の謀略本部である大使館情報部では「もと〳〵民衆の中から起つたものであり、今も運動の中心は民衆なのだから……」と否認してゐるが、それにも拘らず情報部の室にはV字運動のパンフレットやポスターがうづ高く積まれ毎日街頭に送り出されてをり「V字運動は英國が先手、獨逸はヒツトラーの頭文字をとつてH運動でも始めれば好いのだ」とうそぶいてゐる。とにかく、どちらともつかぬ國の勝利象徵「V」の字は不思議な神秘的魅力で流行界までを支配してしまひ、白、黑、黃色の雜多な人種の集つた國際都市上海の街にも「V」字が止まるところを知らず氾濫してゐる。

◇ソ聯囚人を狩り出して
抗戰の「牢獄戰車」

ドイツ軍鐵環の重圍のうちにいまや狂亂の抗戰に躍起となつてゐるソ聯軍、そのうちでも擂坐してもなほ反擊の火を吐きつづけるソ聯戰車隊の抗戰力はさすがのドイツ軍の目を瞠らせた。ところがさる戰線でドイツ軍に捕捉された重戰車を調べると、戰車の外から鍵がかけられてゐる、そこで蓋を開けると赤兵ならぬ囚人がぞろ〳〵出て來た。死にもの狂ひの反抗の謎はこれで解けた。ソ聯政府は殺人、强盜、放火などの物騷な連中を戰車隊員に仕立て、前線で善戰して歸れば御褒美に犯罪の免除をしてやると戰線に追ひ立てゐたのである。ただ前線へ出すだけではドロンを決められるのは必定と戰車の外からは鍵をかけ、嫌でも應でも戰はなくてはならない仕組みだつたのである。この「牢獄戰車」を目のあたりみたドイツ軍從軍記者ハロルド・ウツハスムード氏は次の如き興味ある報道をもたらし、たちまち話題となつた。

「噂に聞く重量七十二トンのもの凄いソ聯超重量戰車がドイツ軍前線に巧みな操縱ぶりで現れた「好敵ごさんなれ」とばかりにわが對戰車砲隊は集中砲火をこの「鐵の巨人」に浴びせかけ、さしもの敵戰車も身動きできぬ狀態となつた。そこでわが戰車砲隊が信號で降伏を勸告してみたところ「ニエト」(いや)であつた、けれどもなんとか生捕りしたいと遮蔽物と死角を利用してジリジリ這ひよりたうとう戰車にとりついてみると、なんと天蓋は外側から固く鍵がかゝつてゐた。いゝ加減骨を折つた末やつと天蓋を開け表に曳きずり出してみると、ソ聯正規兵ではなく囚人衣を着たまゝのいづれもしたゝかものゝ「犯人」であつた」

書道の變遷（三十六）

清代（三）

段玉裁、段玉裁字は若膺、號して茂堂と稱した。江蘇金壇の人である、深く經史に通曉し最も六書に精通す。又書論をよくした人で、說文觸字注、六書音筠表、段玉裁執筆法等の著書がある。隸鉤廻腕法は段玉裁の執筆法中にあるもので この廻腕法は全部の指先を以て筆を持つ方法で、腕を離して肘を張り、腕を手にして書く方法である。後の潘存といふ人はこの方法をよく實行した一人である。

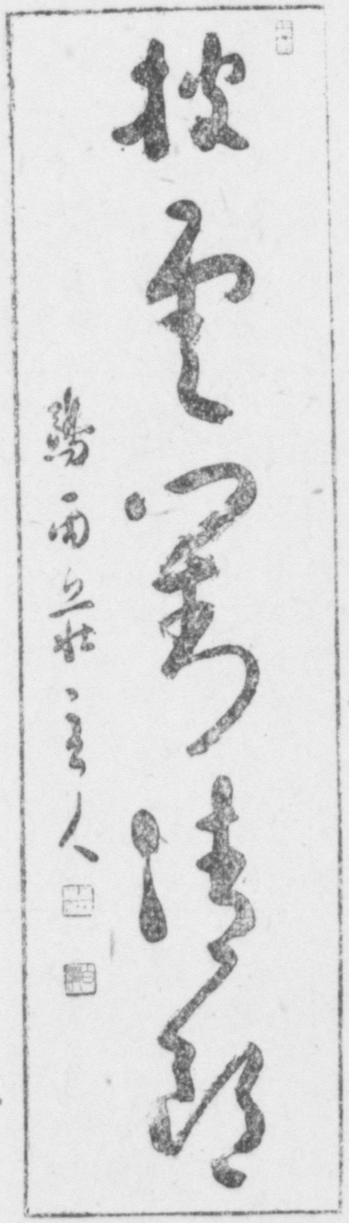


伊秉綬、伊秉綬字は組似、墨卿と號した。福建寧化の人である。乾隆五十四年進士に擧げられ後惠州の守となる。良く世を治めて善政の聞へ高く、楊州の知となりてよりは專ら風雅を好み、文采一時に映耀した。又書法精しく最も隸書を善くした人である。

陳鴻壽、陳鴻壽字は子恭、號を曼生と

いつた。浙江錢塘の人で、官は江南海防同知となつた人である。書畫詩文皆衆を拔き、篆刻も秦漢を追ひ、世人悉く之を崇とした。書は八分體に妙を得てゐる。

鄧石如、鄧石如安徽懷寧の人である、其の名は琰といひしが仁宗帝の諱を避けて自ら字をもつて稱す。字は頑伯、完白山人と號した。幼少より書を讀み、刻石を好み、漢人の印篆に倣ふこと甚だ工にして、弱冠にして獨り、刻石をもつて四方に遊び、展轉して壽州に至る。



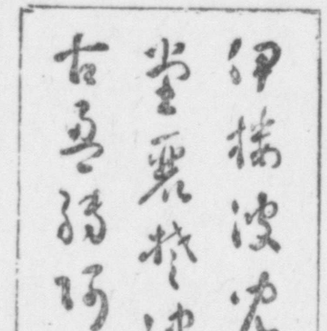
梁巘白石如の書を見て歎じて曰く、この子未だ古法を諳ぜざるも筆勢の渾鷙なるは余の能くせざる所である。其の才力を充たさば一時に獨歩すべしと。因て書を作つて江寧の梅氏に薦めた。梅氏は北宋より江左の甲旅として秦漢以來の金石善本の所藏甚だ富み、石如卽ちこれを縱觀することを得、雅俗の分るゝ所を窮めた。乃ち石鼓文、李斯嶧山碑、泰山刻石、瑯琊廟碑、三墳記等を好み、臨摹することも各百本、又篆體の備はらないのを苦んで說文解字二十本を手寫した。復た三代の鐘鼎及び秦漢の瓦當碑額を旁搜して其の勢を縱まゝにし、其の趣を博くした。日夜を窮め寒暑を忘れ、五年にして篆書が出來上つたといはれる、次いで漢の八分を學び、史晨前後碑、華山碑、白石神君碑、張遷碑等を臨すること各五十本、これ又三年にして分書が出來上つたといはれ、自ら、吾が篆、陽冰に及ばず、而も分は梁鴻に減ぜずと。

包愼伯平生最も石如の書に服し、推して神品と爲してゐる。然し乍ら翁覃溪、錢獻之、二人は石如の篆書なることを知るに及ぶとよくこれを詆つた。

錢獻之は書は篆書をもつて自負し自ら第一人者となして居た、或時包愼伯と共に焦山に遊び、壁間の篆書を見て曰く此れ小溫（篆書の名人）にあらざれば斷じて作る能はず。楮墨一百年の物に似たりと絕賞した、猶、今の世に此如き名手の人あらんや、若し此如き人今にあるならば吾れ管を搦らずとまで云はれた、ところが豈計んや後に至り、石如が二十年前の作たることを知るに及んで六書に合はざる點を撫ひ取つて詆つたと

いふ話がある。

曹文敏といふ人は嘗て石如に囑して四體千字文の横巻を作らしめたところで、石如一日にして出來上つた。文敏大いに歎絶して白金五百を贈つたといはれる。其後文敏都に入る時石如をして強て同道せしめたるに石如は文敏に後るゝこと三日にして都に着いた。その姿は破れ笠を戴き、ぼろ〳〵の覆物で驢馬にまたがり門を過ぎたので、門者はこれを見て大笑したので、文敏遙にこれを見て趨つて石如を延き入れ、上座を譲り、編く座中の諸公に賛して云ふに、これ江南の高士鄧石如先生である、と。諸公大に驚き敬服したとのことである。嘉慶十年年六十三にて卒した人である。



阮元、阮元は江蘇儀徴の人である。字は伯元、號して芸臺と稱した、晩年には怡性老人とも號した。乾隆五十四年進士に登り、體仁閣大學士に至つた人である、文達と諡せられた。著書に、南北書派論、北碑南帳論等がある。六朝の北碑を唱道した人で、清朝時代に於ける書道復古の一大革新を高唱して活躍した人である。

包世臣、包世臣は安徽涇縣の人である、字は愼伯、後倦翁とも號した。嘉慶年間進士の試驗に及第し後大學士となつた人である、書は細楷に妙を得てゐた。

中年に及んで顔歐を學び、轉じて蘇董を追ひ、後北碑を好んで學ぶ。晩年は二王を習ひ、世人をして推服せしめた。著書に藝舟双揖あり。阮元に繼いで北碑唱導の一人であつた。

林則除、林則除は福建侯官の人である。字は元撫少穆と號した。嘉慶年間進士の試驗に及第し後大學士となつた人である、書は細楷に妙を得てゐた。

掲載は鄧完白書弟子職の一部

『弟子職。先生施教。弟子』是則。

條幅

披雲對三清朗」。

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一　病監のガラス戸越しに囚あわれ力なき瞳をわれにうつして　名刑　西川千秋

二　この娘等の仕草みてあれば寒きもの背すぢ走りぬ我も子をもてば（少年囚）　栃木野花

三　叱れども何か淋しく迫りくる被告の心を靜に思ふ　八日市場　小川太一

秀逸

○　省線の人混み多きフオームに桔梗を持てる少女すがしも　長野梓レイ子

○　かろがろと蝶の飛び來る木槿垣風吹けるらし花の動くは　宮城志賀宮童

○　勤め終へ我が家へ歸れば幼な兒が身にまつはりて汗拭く間なし　名刑鞍田愛月

○　朝顔と絲瓜の花の咲きそろひ朝ひとときの庭の清しさ　浦上野村多一

○　轉校の吾子學校に行きしやと勤め戻りて妻に先づ問ふ　東拘高島政夫

佳作

○

たまさかに菓子の袋を持ち来れば子等の視線は残らず吾れに

沼津　常春

○

月見草咲き亂れたる道行けば下る鵜船は見えつつすずし

岐阜　高木孤月

○

りうりうと長刀をふる乙女のうつくしさをみろおお長刀が飛ぶ

宮城　志賀宮童

○

照宮成子内親王殿下を拜みまつりて

大君の初ひめ宮を青葉なすきたのみやこに伏し拜みつつ

札幌　來生忠次

○

街路樹の七竈の瑞技繁り合ひ濡れそぼち咲く小田巻の花

樺太　佐竹綠坡

○

慰めむすべ無き囚人ら面ふせてただもだし抜く草の若けれ

神戸　仲矢多美子

○

田返して青田の稻を眺むれば青黒くなりて株もふえたり

名刑　鞍田愛月

○

樽前山深くねむれり朝霧にほのぼのとして姿現ちつつ

札幌　今村一洲

○

壯烈な暑さ美しも此の秋のゆたけきみのりひたに祈れば

小倉　加代

○

ゆくりなく吾來て見れば長雨に合歡木は萎れぬ君の墓標に

西巢鴨　小林翠月

○

戰地にかすむ三日月ながめつつにに殘しし父母思ふ

名刑　小栗月泉

○

湯浴みせし後の清しさ庭に立ちてほのかに出る月を見てをり

浦上　山上靜枝

○

長髪刈りて見違ふ程若やげり國のみたてと召され行く護兄は

岐阜　梶田草民

○

杉並春子といふ名を君よきかされし女學教師にて歌人なりと

青森　一

○

天壤と共に隆ゆる我が國のみ旗靡かせ七つの海に

海州　內大久保榮藏

○

白扇にときの絶句をものしあり古墨香りて汗の去りゆく

臺北　豐翠亭

○

古歌ありと眺むる窓に秋風の枯穗の葦に遊ぶさざ波

弘前　奈良健藏

○

西國の觀音さまを祭りたる母校が裏の赤はげの山

名刑　西川千秋

○

夕暮るる青田の中を勤めをへし女教師一人かへりゆく見ゆ

青森　一

夏虫の句その他

花　蓑　選

夏虫や女は心弱きもの　　風花
火取虫を怖がつたり氣味惡がつたりする人がある、殊に女の人にそれが多い。そこで女は心弱きものと言つたのでありませうさう解してこの句を採つたのであるがこの夏虫は火取虫に非ずして毛虫その他夏の虫を總稱する意味に使はれてゐるのかもしれない、それにしても夏虫やと言つただけで夏虫を怖がるといふ意味には解し難い、上五を「火虫怖づ」とか「毛虫怖づ」とかすれば一應これでよいやうに思はれる、がどこか一句の調子に緩みが感じられる、一女は心弱きもの」といふ言葉は大變調子がよい、之を活かす爲には上五を尙何とか工風する餘地があるやうに思はれます。

瀧屋の灯水にし涼く美しく　　司朗
瀧屋の灯が流れに映つてゐるところは想ひ見るだに涼しげである、この句はそれを水に涼しく美しくと詠嘆的に言ひ放つてゐます、語を重ねて力强く言ひ放つてゐますその爲に胸のすくやうな清涼な情感が實感として切實に出てゐます。

額の繪は東郷青兒熱帶魚　　清流

椰子蟹を捕らんと渡る無人島　　松江　川津天水
椰子蟹を捕らんと島へ木影舟漕ぐ　　同　同
海より五重の塔の見ゆるのみ　　同　同
山蟹や流るゝ水の清ければ　　同　同
六月の霧に遊べる草の蔓　　松本　市川紅東
時鳥低く鳴く夜は雨强し　　同　同
山峽は暮るゝに早し誘蛾燈　　同　同
白骨の溫泉は溢れて農休み　　同　同
田草取男體雲におほはれて　　滋賀　西村幸吉
夕立來湯明門に雨宿り　　同　同
日燒して故郷の友は健かに　　同　同
夏山の下に醍醐の塔聳え　　同　同
石切の日除莚や柿の花　　函館　船山船風
夜の秋や蓮田の上の月明り　　同　同
水草の花白々と月の池　　同　同

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
締切每月五日限
用紙官私製葉書

壁には東郷青兒の油繪が掲げられてある卓上には熱帶魚の鉢が据えてある、といふ洋館の一室でせう、この好みには暑熱を征服する凉味があります。

はらからに會はまく病みて梅雨籠り　　醉生

病ひを養ひつゝ梅雨に降り籠められてゐるのは實際陰鬱しいことでありませう、そんなときには兄弟姉妹に來てくれるのが心待ちに思はれて思慕の情の切なるものがありませう、思慕の情を寄せるのは親でもなく妻でもなくはらからであるところにその人の身の上も想像せられて一層その心情を察することが出來ます、療養生活をしてゐる人のその心情かさもこそと思はれます。

げん〳〵の眦を目あきの如くゆく　　天留翁

そこに遊んでゐる里の子が盲の子であつたので物哀れに思ひ乍らどうするかと見て居るとげん〳〵の眦を何の危なげもなく目あきの如く渡つて行つたといふのです。

病妻がことづけくれし夕立傘　　泣草子
夕立が降つて來たので病妻から出先へ傘を人にことづけてくれたといふのでありますが病妻からことづけてくれたといふので家には病妻が一人留守居をしてゐること、その病妻を殘して心にかゝり乍らも所用の爲に出先に赴いてゐること等の家庭の狀況

茅葺の國民學校襤ちる　　諫早　石雅
麥藁火或時白くまた赤く　　同　同
螢火の落ちたる水の迅さかな　　高松　いしろ
涅しき荷役の人の網襦袢　　同　同
猫の爪のがれし蟹や白粉花に　　名古屋　鞍田愛月
夕燒の雲の間に星一つ　　同　同
雨の上雨の降りけり虹の山　　同　同
長降りの雨上りけり蟬の聲　　同　同
ふりかへり見る我が家は青田なる　　宇都宮　高島筍雄
英靈の碑ぞ建ち四方は青田風　　同　同
青田風吹き入る湖の波走り　　同　同
簟のなだれにすいと螢落つ　　西川千秋
一筋の路は茨のみちなりき　　名古屋　同
道知るべ草に埋れてきり〳〵す　　同　同
夏草の茂れるまゝに住ひけり　　茨城　一戸一步
岩礁の月に凉めば浪光る　　同　同
製氷のベルトの唸り夜を徹す　　美緒生
叱らねばならぬ子の汗拭きもして　　同　同
憤懣の杖夏草を搏ちてゆきぬ　　新潟　高野春一
梅雨明や水草流るゝいさゝ川　　同　同
まひ〳〵や蓮の葉の影葉の影に　　滋賀　杉浦緣昭
文月の八日の月のいとゞ鳴く　　宇都宮　柱敬信
濯ぐ手の前に藥の花二つ三つ

が自ら分るのであつてそこに複雑した生活
情味が感じられるのであります。

蠅打つて話に深く立入らず　同

何か込み入つた話らしく二三人の人が額
を鳩めてしきりに話合つてゐるのであるが
その話に深く立入ることを好まずその傍ら
にあり乍ら話しかけられゝばいゝ加減の返
辞をして蠅を打ちつゝその場を紛らしてゐ
るのです。複雑した場面が要領よく捕捉さ
れてゐます。

蕗の葉にたまる清水を待ちにけり　三山

とく〳〵と流るゝ豊かな清水ではなくこ
れはちろ〳〵と侘かに岩間から傳ひ流るゝ
清水であります。蕗の葉にその清水を受け
て溜るのを待つて居るのです、蕗の葉のそ
こらにあるやうな山の中であることが自ら
分ります。五臓六腑に滲み渡るやうな冷た
い清水で、一掬の清水はよくその喝を醫す
ることが出來たでありませう。

窓口に活けたる百合や警察署　光浴

警察署といへばいかめしいところのやう
に思はれます、その警察署の窓口に百合の
花の活けてあるのを通りがゝりに見たので
す、意外たところに優しい心ばえを見せ
られて皮肉た感じに打たれたのでありませ
う。

温泉の宿や河鹿の聲の夜もすがら　小林翠月

虹たつや火田部落は降り足らず　朝鮮　曉夢

見えかくれ丘の起伏に麥打てる　同

雨晴れし小縁に線香花火かな　松江　金織玉仙

鮎釣や雨後の翠巒まのあたり　府中　しのぶ

眞帆片帆虹のかゝれる離れ島　群山　聖爾

尾道堤磯の子南洋の甘藷の葉風の夕涼み　群山　壬生孤雲

傷兵に日傘さしかけ九段坂　富山　越人

夏の朝疊にゆるゝ桐のかげ　新義州　河原すゝむ

日焼せし顔ばかりなりバス溜り　神戸　和田櫻枝

蠅打て一人暮しのひそかなる　青森　一葉

江の島やよく晴れし日の濱千鳥　大阪　道本青村

梅雨晴の街道をゆく出征旗　小林彦永

常會の顔揃ひたり夏の月　前橋　衞藤秋水

葉雫に打たれて怒る毛虫かな　群山　勝島精一

漁り舟かくれていよ霧深し　三重　名古屋　小栗月泉

五月雨にてる〳〵坊主濡れてあり　久留米　江上醉月

見渡せば田植の笠のをちこちに　小田原　大木舟波

暑き日の胸に輝く強歩章　沼津　常春

遺兒連れて門火を焚いてゐたりけり　名古屋　鈴好

楊柳も動かぬ今日の暑さかな　大津　鈴木輝香

雨晴れし屋根照る夏の月青し

敍任辭令

七月二十四日

任教誨師（横濱）九級　横濱保護司保護司　藤谷定雄

七月二十五日

看守長　須田安太郎（宮城）

七月二十六日

願免　所長兼典獄　關川重雄（宮城）

七月二十九日

免兼官（岐阜）　看守長兼司法騎　北村增男（熊多摩兼行刑局）

兼任司法騎（行刑局）　看守長　尾立千代吉（大阪）

豐多摩　同　人

七月三十日

由日六級　保護技師　松村

鹿兒島　同　林田秀（山口）

同　金澤次郎（鹿兒島）

檢事正　亮（前橋地方）　檢事正（東京）一等一級　木正

任行刑局長　行刑局長

八月十日

長崎　看守長　齋藤清（大上村）

八月十三日

看守　小越政吉（東拘）

同　長澤清作（同）

同　柴田雄（小菅）

同　櫻井茂八郎（同）

同　矢ケ崎嘉十（豐多摩）

同　村瀨陸幸（同）

同　子島寅藏（同）

同　秋田倉吉（府中）

同　內田勘治（同）

同　黑田虎雄（橫濱）

同　松井峰次郎（同）

同　縣彦次郎（靜岡）

同　石川理市（京都）

同　落合猶太郎（同）

同　浮田與三郎（大阪）

同　北側光俊（同）

同　吉澤嘉平（同）

同　稻倉源市（神戶）

同　村井末次郎（滋賀）

同　坂本勝喜（高知）

同　岩田末吉（名刑）

同　稻熊喜一郎（同）

同　羽後五右衞門（三重）

同　吉川祖一（廣島）

同　伊藤二三郎（岐阜）

同　矢部政友（金澤）

同　坪野琢磨（廣島）

同　中村知登（山口）

同　板野清志（岡山）

同　濱崎寅男（長崎）

同　安河內久治郎（福岡）

同　橋上由太郎（同）

同　清田巳太郎（熊本）

同　堀信夫（宮崎）

同　大城朝康（沖繩）

同　長谷川多助（青森）

同　油谷寅之助（札幌）

同　床隆（網走）

同　伊藤榮作（同）

同　朝倉見介（樺太）

同　上月愛太郎（函館少）

同　（岩國少）

同　齋藤令治（岩國少）

同（盛岡少）　野田定雄（盛岡少）

八月六日

願免三級　敎誨師　涌水玄痴（宮崎）

八月九日

任網看守長（廣島）八〇　看守　有馬卓一（廣島）

八月十五日

願免五級　看守長　落合重太郎（名拘）

名拘　同　井上與三市（長野）

長野　同　清水英夫（旭川支）

任看守長（旭川支）八級　看守　福田正則（網走）

八月十九日

大阪所長　所長典獄　椎名通藏（名刑）

小菅所長　同　岡部常（大阪）

同　伊江朝睦（小菅）

長野所長　同　松岡武四郎（千葉）

千葉所長　少所長同　根田籌治（小田原少）

所長同　鈴木英三郎（長野）

同　枇杷田源介（札幌）

同　島田鍬太郎（水戶）

同　鍵山俊治（甲府）

水戶所長　同　少所長典獄兼　伊藤祐之（神戶少）

甲府所長　同　福山福太郎（盛岡少）

支所長同　金田榮三郎（浦上支）

典獄補　鹽見市郎（千葉）

八月二十日

籌名拘　保護技師　影山壽郎（名刑）

府中　看守長　甲斐林郎（濱松支）

濱松支　同　長橋新三郎（水戶）

水戶八級　同　久保駒作（函館支）

訓令通牒

看守採用規則ノ特例ニ關スル件

（司法省行甲第一一五四號
行刑局　昭和十六年七月十七日）

看守採用規則ノ規定ニ拘ラズ當分ノ內左ノ特例ニ依ルコトヲ得

一、看守ノ體格檢査ニ於ケル各眼ノ矯正視力ハ〇・五以上ヲ以テ合格トス

二、看守採用ノ學術試驗ハ讀方、作文算術ノ三科目ニ付之ヲ行フモノトス

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ニ關スル件依命通牒

（司法省行甲第一二四號
行刑局　昭和十六年七月二十四日）

標記釋放ニ關シ曩ニ屢ミ依命通牒致置候處該釋放者ニ對シテハ兵役法關係法規ノ運用上考慮ヲ要ス可キモノ多々可有之ト思料被致之カ善處方ニ關シ陸海軍當局ヘ協力方申入候處今般別紙ノ通リ回答有之候ニ就テハ其趣旨ノ存スル所ニ鑑ミ之カ運用上萬遺漏ナキヲ被爲期度候

陸普第五五一七號
昭和十六年七月二十一日

陸軍次官　木村兵太郎

司法次官　三宅正太郎殿

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ニ關スル件回答

客月十日附司法省行刑局行甲第一、一四一號首題照會ノ趣了承

少年法第八條ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ其ノ短期ト長期トノ間ニ於テ釋放スル場合假釋放ノ外刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ監獄法施行規則第百七十三條ニ準ズル手續ニ依リ、釋放スルノ點ニ關シテハ格別異見無之右釋放者ニ對スル兵役關係法規ノ運用ニ付テハ少年法第十四條ニ從ヒ處理可致候

購入物品檢査簿ノ件

（司法省行甲第一二二四
行刑局　昭和十六年七月廿四日）

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ大正十四年十一月行甲第一七三五號通牒ノ次第モ有之候處衛今購入物品一隻參百圓未滿ノモノニ限リ標記帳簿ノ登記ヲ省略差支無之候

無之

尙右刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放セラレタル者ハ其ノ刑ノ長期カ死刑又ハ無期刑ニ非サル兵役法第四條所定ノ刑ナルトキ少年法第十四條第一項ノ規定ニ依リ兵役ニ服スルノ資格ヲ回復スルモ其ノ資格回復ノ時ニ於テ徵兵適齡ヲ過キタル者ナルトキハ徵兵檢査ヲ行フコトナク第二國民兵役ニ服セシメ其ノ他ノ者ナルトキハ徵兵檢査ヲ行フモノト思料シアルニ付回答ス

官房第三九二三號ノ二
昭和十六年七月二十一日

海軍次官　澤本頼雄

司法次官　三宅正太郎殿

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放ニ關スル件回答

客月十日附司法省行刑局行甲第一、一四一號首題照會ノ趣了承

少年法第八條ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ其ノ短期ト長期トノ間ニ於テ釋放スル場合假釋放ノ外刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ監獄法施行規則第百七十三條ニ準ズル手續ニ依リ、釋放スルノ點ニ關シテハ格別異見無之右釋放者ニ對スル兵役關係法規ノ運用ニ付テハ少年法第十四條ニ從ヒ處理可致候

刑務共濟組合ノ掛金徵收方ニ關スル件

（司法省行甲第一二二二號
行刑局　昭和十六年七月二十四日）

標記ノ件ニ關シ福岡刑務所長ヨリ別紙甲號照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（甲號）

（昭和十六年七月二日
福岡刑務所長照會
發第二九七四號）

政府職員共濟組合ノ掛金徵收方ニ關シテハ客月十九日會甲第三三一三號ヲ以テ會計課長ヨリ御通牒ノ次第モ有之候處刑務共濟組合掛金徵收ニ付テモ右通牒ヲ準用シ大正二年十月會甲第八六五號通牒中別紙甲、乙、丙各樣式ニ該當欄ヲ設ケ處理シ差支無之候哉何分ノ御指示相煩度候

（乙號）

（昭和十六年七月廿四日
司法省行刑局長回答
行甲第一二二二號）

本月二日附發第二九七四號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處刑務共濟組合ニ在リテハ政府職員共濟組合ト異リ應召中ノ組合員ニ對スル掛金徵收竝ニ組合ニ加入、脫退時ノ日割計算等ノ特殊事情モ有之候條當分ノ間從來通リノ方法ヲ以テ御處理相成樣致度候

轉任官吏ノ俸給支拂方ノ件

（司法省行甲第一二四五號
行刑局　昭和十六年七月廿九日）

各廳間ニ於ケル轉任（轉勤但シ出向ニ依ルモノヲ除ク）ニ係ル官吏ノ俸給支拂方ハ爾今左記ニ依リ御處理相成度依命此段及通牒候

追テ大正十二年三月行甲第三九七號通牒ハ自然消滅ノ義ト御了知相成度候

記

一、轉任當月ノ俸給ハ次號ノ場合ヲ除クノ外轉任發令ノ日其ノ月十五日以前ナルトキハ新任廳、其ノ月十六日以後ナルトキハ舊任廳ノ支出官ニ於テ其ノ全額ヲ支拂フコト

舊任廳又ハ新任廳ノ支出官前項ニ依ラズシテ支拂フヲ便宜ト認ムル場合ハ直ニ先方支出官ニ其ノ旨ヲ通知シ之ヲ執行スルコト但シ奏任待遇者ニ係ル俸給ニ付テハ當該支出官ニ通知シタル事項ヲ同時ニ司法省行刑局長ニ報告スルコト

二、舊任新任兩廳間俸給支出科目ヲ異ニスル場合ノ轉任當月ノ俸給ハ兩廳ノ支出官ニ於テ相互通知シ各別ニ支拂フコト

前號第二項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ付準用スルコト

三、轉任者ノ俸給ニ對シ控除スベキ恩給額アルトキ又ハ減俸ノ執行ヲ要スルモノアルトキハ舊任廳ノ支出官ハ轉任ノ際之ヲ新任廳ノ支出官ニ通知スルコト

假釋放取消申報樣式ニ關スル件依命通牒

（司法省行甲第一二七二號
行刑局　昭和十六年八月一日）

假出獄處分取消申報ニ就テハ大正十二年七月行甲第一〇八七號行刑局長通牒ニ準據シ其ノ第一項乃至第十項ノ事項ヲ具シ申報相成居候處今般有樣式ノ簡捷化ヲ圖ル爲假出獄期間中ノ犯罪ニシテ取消申報ニ際シ既ニ確定シタル場合（刑法第二十九條第一項第一號該當）ニ於テハ左記事項省略相成差支無之候條御了知相成度候

記

第六項　假出獄中ニ於ケル本人ノ行動竝生活狀態

第七項　本人ニ對スル監督保護ノ方法及狀態

第十項　其他參考トナルベキ事項

監獄法施行規則中改正ノ件

（司法省令第七四號　昭和十六年八月十一日）

第九十四條第一項第二號中「五錢一ヲ「八錢」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄法施行規則中改正ニ關スル件通牒

（司法省行刑局　司法省行甲第一三一一號　昭和十六年八月十二日）

今般司法省令第七十四號ヲ以テ標記規則中改正相成候處右ハ近時食糧品物價指數ノ急騰ニ依リ收容者ノ榮養補給上困難ヲ伴ヒ來リタルヲ以テ健康保持ノ爲之ガ改正ノ運ト相成リタル次第ニ付克ク其ノ趣旨ヲ體シ施行ニ當リテハ遺憾ナキヲ期セラレ度候

昭和十六年勅令第五百二十號ニ依ル臨時手當支給規程ノ件

（司法省會甲第五四五三號　昭和十六年八月十五日）

第一條　臨時手當支給規程

副看守長及看守ニハ臨時手當ヲ支給ス但シ左ニ揭グル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、實收月額百五十圓（樺太ニ在リテハ二百圓）ヲ超ユル者

二、現役又ハ休職（戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレ休職トナリタル者ヲ除ク）中ノ者

三、國民徵用令ニ依リ徵用中ノ者

四、他ヨリノ給務者

第二條　臨時手當ノ額ハ俸給月額（戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル者ニ付テハ副看守長又ハ看守トシテ本來受クルコトヲ得ベカリシ俸給月額）ノ一割五分ニ相當スル金額トス但シ十五圓ヲ超エ又ハ七圓ヲ下ルコトヲ得ズ

第三條　本規程ニ於テ俸給トハ恩給法第四十四條ノ俸給ヲ謂ヒ、實收月額トハ昭和十六年一月十三日司法省會甲第六〇號訓令臨時家族手當支給規程第五條及第六條ノ實收月額ヲ謂フ

第四條　戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル者ノ臨時手當ハ副看守長又ハ看守トシテノ所屬廳ニ於テ之ヲ支給ス

第五條　臨時手當ノ支給ヲ受クル者廢官、退官、退職若ハ死亡シタルトキ又ハ第一條第一項但書第二號乃至第四號ニ該當スルニ至リタルトキ若ハ同條第二項ニ該當セザルニ至リタルトキト雖其ノ月分ニ付テハ其ノ全額ヲ支給ス

第六條　本規程ニ揭グルモノノ外臨時手當ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル

附則

本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

前項但書第一號ニ該當スル者ト雖其ノ實收月額百六十五圓（樺太ニ在リテハ二百十五圓）ニ滿タザル者ニ付テハ臨時手當ヲ支給ス但シ其ノ金額ハ實收月額ト合シ百六十五圓（樺太ニ在リテハ二百十五圓）ヲ超ユルコトヲ得ズ

編輯後記

□　超非常時局下の行刑局長として正木博士をいただくことになつた。博士の始と牛生を費された教育行刑の理論と實踐とはわが行刑に既に多大の足跡を印せられたものであつた。しかし局長としての博士は行刑にまた新しい意義をつけ加へられることと思ふ。

□　勞務管理が强化されて國民徵勞への拍車がかけられた。刑務所が工場化すると共に民間の工場は又いろいろな補助機關や敎化機關を通じて修養の道場としてあらはれることになつた。牧野博士は嘗て統制された國家の狀態に於ける刑務作業の意義をいはれたのであるが、今日の狀態といふものは刑務所の管理、ひいては行刑理論にも大きな示唆を投げかけるものである。

□　滿洲國第七次監獄長會議に列席を命せられて滿洲國の行刑を視察すると共に舊刑務協會員、現明刑協會員の厚知の諸氏にも會ふ機會をもつことを得た。明刑鄕敎をひつさげて滿洲國刑務官の諸君は擧身してゐる。そこにあるものは第一線的氣分以外の何物でもなく、その奮鬪のうちに獨自な行刑理論が形成されつゝあることを感ずる。行刑に關しても滿洲から「大陸發見」であることを願ふこと切なり。

□　その往路及び歸途に朝鮮及び關東州の諸氏にも會ふ機會を得て、前者では既に開始されてゐる豫防拘禁所（保護敎導所）、後者では答刑を參觀した。わが刑事政策に於て始めと終りに位するやうなこの兩者に觸れて何か感慨の禁じ得ぬものをもつた。

□　本月號所收の大川看守長の寄稿は所謂隣組防護の經驗を示すものとして甚た興味あるものである。御檢討を乞ふと同時にこの種の眞摯な現場便りは是非頂きたく思ふ。

（をがわ）

定價　一冊（稅共）金三十錢　六冊（稅共）金一圓八十錢　十二冊（稅共）金三圓六十錢

廣告　一等一頁　金五十圓　二等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

注文規定　●御注文は總て前金のこと　●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可　昭和十六年八月二十八日印刷納本　昭和十六年九月一日發行

編輯兼發行人　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地　大原虎夫

印刷人　東京市芝區小管町一二八四番地　大河内恭三郎

印刷所　東京市芝區小管町一二八四番地　刑務協會印刷所

發行所　東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會

電話銀座二三四四・三八二五番　振替口座東京二五〇五九番

東京市神田區淡路町二丁目九番地　配給元　日本出版配給株式會社

矯正図書館